

令和3年6月16日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 中 村 | 日出代 | 10 番 | 伊 東 | 茂 |
| 2 番 | 池 田 | 廣 志 | 11 番 | 松 尾 | 勝 利 |
| 4 番 | 杉 原 | 元 博 | 12 番 | 徳 村 | 博 紀 |
| 5 番 | 樋 口 | 作 二 | 13 番 | 福 井 | 正 |
| 6 番 | 中 村 | 和 典 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 中 村 | 一 堯 | 15 番 | 松 田 | 義 太 |
| 8 番 | 稲 富 | 雅 和 | 16 番 | 角 田 | 一 美 |
| 9 番 | 勝 屋 | 弘 貞 | | | |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 谷 川 | 清 高 |
| 事 務 局 長 補 佐 | 樋 口 | 貴 司 |
| 議 事 管 理 係 長 | 富 岡 | 明 美 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---------------------|----|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 樋 | 口 | 久 | 俊 |
| 副 | 市長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 和 | 彦 |
| 総 | 務 | 大 | 代 | 昌 | 浩 |
| 総 | 務 | 田 | 崎 | | 靖 |
| 総 | 務 | 松 | 林 | | 聡 |
| 市民部長兼福祉事務所長 | | 橋 | 村 | 直 | 子 |
| 産 | 業 | 下 | 村 | 浩 | 信 |
| 建 | 設 | 寺 | 山 | 靖 | 久 |
| 総 | 務 | 岩 | 下 | 善 | 孝 |
| 総 | 務 | 藤 | 家 | | 隆 |
| 企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事 | | 川 | 原 | 逸 | 生 |
| 企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長 | | 村 | 田 | 秀 | 哲 |
| 保 | 險 | 広 | 瀬 | 義 | 樹 |
| 福 | 祉 | 中 | 村 | 祐 | 介 |
| 都 | 市 | 山 | 浦 | 康 | 則 |
| 都 | 市 | 中 | 野 | | 将 |
| 水 | 道 | 染 | 川 | 康 | 輔 |
| 教育次長兼教育総務課長 | | 山 | 口 | 徹 | 也 |
| 生涯学習課長兼中央公民館長 | | 江 | 頭 | 憲 | 和 |

令和3年6月16日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和3年6月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|------------|--|
| 1 | 13 福 井 正 | <p>1. 新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <p>(1) 現在の接種状況、個別接種、集団接種の比率と全体の接種率</p> <p>(2) 64歳から16歳までの方の接種開始時期について</p> <p>(3) 6月21日から始まる職場での接種は鹿島で行われるのか</p> <p>(4) ワクチンが余った時の対応は</p> <p>(5) ワクチンパスポートについて</p> <p>(6) 鹿島市での副反応とアナフィラキシーの状況について</p> <p>2. 鹿島市の水害対策について</p> <p>(1) 河川浚渫について</p> <p>(2) 中木庭ダムの水量調節について</p> <p>3. 水害時の避難について</p> <p>(1) 災害時の避難レベルについて</p> <p>(2) 避難所の状況・避難者のプライバシー確保について</p> <p>(3) 福祉避難所について</p> |
| 2 | 4 杉 原 元 博 | <p>1. これからの学校教育について</p> <p>(1) I C T環境整備後の教育現場について</p> <p>(2) 教員の資質・指導力向上について</p> <p>(3) コロナ禍での学校教育について</p> <p>① 児童・生徒の学習意欲について</p> <p>② 学校生活や授業中のマスク着用について</p> <p>(4) 35人学級の実現について</p> <p>① 35人学級の目的と意味は</p> <p>② クラス数、教職員の人数の変化はあるのか</p> <p>③ 不登校やいじめ等の課題解決の対策について</p> <p>2. 若者の孤独・孤立対策について</p> <p>(1) 「子供・若者育成支援推進大綱」について</p> <p>(2) 鹿島市での自殺や引きこもりの現状と対策について</p> <p>(3) 「ヤングケアラー」への支援について</p> <p>(4) 社会教育について</p> |
| 3 | 14 松 尾 征 子 | <p>1. 新型コロナウイルス感染症について</p> <p>(1) P C R検査の拡充について</p> <p>(2) 保育所・小中学校・高齢者施設の感染予防について</p> <p>(3) 保育所・小中学校・高齢者施設の職員のワクチン接種について</p> <p>(4) 鹿島市に保健所の設置を</p> |

| 順番 | 議員名 | 質問要旨 |
|----|----------|--|
| 4 | 14 松尾 征子 | 2. 玄海原発事故時の避難問題について (1) 鹿島市民の避難について (2) 伊万里市民の受け入れについて (3) 避難してくる伊万里市と鹿島市職員の役割分担は 3. 生理の貧困問題について (1) 学校の女子トイレ個室にトイレットペーパーと同じように生理用品を備えることについて 4. JR長崎本線について 5. 田澤記念館の存続について |

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

ここで申し上げます。福井正議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員、福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日は新型コロナウイルスワクチン接種についてと、鹿島市の水害対策について、それから、水害時の避難について、この大きな3点について質問をいたします。

まず、鹿島市の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますけれども、鹿島市でも新型コロナウイルスワクチン接種が最初75歳以上から始まり、65歳以上の接種も始まりました。今後、64歳から16歳までの接種も始まります。

現在のワクチン接種状況について質問いたします。

まず、現在の接種状況について、これは接種率でございますけれども、75歳以上の方の接種のパーセントはどのようになっているのか。それから、65歳から74歳の接種率、パーセントはどのようになっているのか。それから、接種目標パーセントはどれくらいになっているのか、質問をいたします。

次に、64歳から16歳の接種開始時期につきましては、先ほど我々議員に接種の日程を送っ

ていただきましたので、このことについて説明だけをしていただきたいと思います。

次に、鹿島市の災害対策、水害対策について質問いたします。

昨年7月に鹿島市で水害がございました。古枝、能古見、七浦地区に浸水、がけ崩れなどの被害があり、いまだ復旧中のところもございます。今、梅雨どきになりまして、また台風上陸の可能性もございます。

そこで、鹿島市の水害対策について質問いたします。

先日、鹿島川、中川、広瀬川について調査をしてみました。鹿島市の鉄橋から上流は、以前、濁泥をしゅんせつしていただきまして、水流と容積の増加で水害防止になったと思います。今回調査いたしましたのは、鹿島川、中川、石木津川、神水川の下流域でございます。映像は後ほどお見せいたしますけれども、濁泥の堆積はかなりの量になっております。

まず、質問でございますけれども、この状況をどのように認識されておられるのかについて、また、対策としてどのようなことを考えられるのか、質問いたします。

次に、水害時の避難について質問いたします。

水害時の避難レベルにつきまして、今年4月に災害時の避難レベル改定が行われました。レベル1からレベル5まであり、レベル3の高齢者等避難、レベル4が全員避難、これは避難指示でございますけれども、レベル5は命の危険、直ちに安全確保となりました。以前よりも分かりやすくなったと思いますけれども、ただ、度々改定されますと、なかなか理解しづらいと思います。鹿島市としても市民の皆様にはしっかりと広報すべきと思いますが、いかがでございますか。

また、防災行政無線での呼びかけも、全員避難とか安全確保とかいうような分かりやすい言葉で発信されたほうが伝わると思いますけれども、いかがでございましょうか。

次に、避難所の状況、避難所でのプライバシー確保について質問いたします。

昨年の台風時の避難所は、まさに密の状態でございます。コロナ渦中ではございましたから、避難された皆様方は台風とコロナの恐怖があり、大変恐ろしかったものだと思います。現在まだコロナ禍の中にあり、次に避難する場合、密にならないようにしなければならないと思います。また、従来の災害時にはプライバシーに配慮がなかなかできにくかったと思いますけれども、現在ではプライバシーに配慮した避難所運営が必要だと思います。昨年の9月議会でも質問いたしましたけれども、避難所での段ボールベッドや間仕切りが昨年10月に調達されるとの答弁でございましたが、調達ができているのかどうかについて質問いたします。

次に、障害をお持ちの方々の避難について質問します。

障害をお持ちの方、特に施設ではなく自宅におられる方々の避難方法としてどのように考えておられるのかについて質問いたします。

誰が避難所に連れていくのか、避難方法はまだレベル3になる前に避難していただくこと

も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上で総括質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、現在の75歳以上の接種率、65歳から74歳までの接種率、それと、16歳から64歳までの方の接種開始時期について御説明いたします。

まず、75歳以上の接種率、65歳から74歳までの接種率でございます。

高齢者接種の進捗状況でございますが、医師会の協力、支援の下、4月下旬から高齢者施設等入所者へのワクチン接種を開始しております。5月中旬からは75歳以上の方の個別接種が始まり、5月下旬に65歳から74歳の方へ接種券の発送を完了し、接種が始まっております。また、6月7日からは、現在実施中である市内医療機関での個別接種に加え、鹿島市市民体育館を会場に集団接種を開始しております。

6月14日現在の高齢者の接種率でございますが、75歳以上の1回目の接種率は66.71%、2回目の接種率が27.43%、65歳から74歳までの1回目の接種率は22.09%、2回目の接種率が0.71%、高齢者全体では1回目の接種率が45.74%、2回目の接種率が14.71%となっております。

市としての接種の目標という御質問でございますが、これにつきましては、接種できない方、希望しない方もいらっしゃいますので、目標といいますよりは、市の想定の中では7割から8割程度の接種率になるのではないかとこのように想定しております。

続きまして、16歳から64歳までの方の接種開始時期についてでございます。

国は、高齢者から次の接種順位への移行について、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、高齢者の接種の見通しがついた自治体から高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、各自治体の判断で順次、基礎疾患を有する者を含め、広く一般にも接種をするよう通知しております。鹿島市としても、このことを考慮し、64歳以下の接種開始については、国からのワクチン配分が順調であることが条件となりますが、7月中旬に接種が開始できるよう計画を進めております。

今後の接種券の発送時期ですが、まず、次の接種対象者として、感染リスクを考慮し、基礎疾患のある方々に加え、60歳から64歳の方、保育園、幼稚園の職員、小・中学校職員及び学童支援員、高齢者施設におけるデイサービスや訪問介護職員、ごみ収集、し尿くみ取りに関わる職員を加えるよう考えております。6月末から7月上旬にかけて、これらの方につきましては接種券の発送をいたします。続いて、40歳から59歳の方への接種券の発送を7月15日に、16歳から39歳の方への接種券の発送を7月29日に計画しております。

詳細につきましては、「64歳以下の接種券発送時期について」というチラシを今週配布す

るようにしておりますので、そちらのほうの御確認をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、河川のしゅんせつについてお答えしたいと思います。

今言われた鹿島川、中川、石木津川、神水川の各河川の流域の濁泥の堆積については確認しているところでございます。以前より高くなったことは感じております。

対策としましては、通水断面を確保するために、ヨシの伐採とかしゅんせつが考えられます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課からは、水害時の避難に関しまして、避難レベルの広報、そして、分かりやすい言葉での発信をという2点の御質問に対してお答えしたいと思います。

まずは、1点目の避難レベルの広報につきましては、改正災害対策基本法が先月5月20日に施行され、新しく避難情報の名称が見直されております。

まず、警戒レベル3につきましては、これまでの避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難に、そして、警戒レベル4につきましては、避難勧告が廃止されまして避難指示に一本化、そして、警戒レベル5につきましては、緊急安全確保とされたところでございます。これら新しい避難情報の住民の皆様への広報につきましては、鹿島市としましても市報とホームページにまずは掲載して、そして、各地区公民館などにチラシを配置しております。そして、昨年度に各戸配付いたしております防災マップ、これ用に今回の見直し内容等に関する修正用の周知のチラシを間もなく各戸配付して、適宜周知を図っているところでございます。また、現在も行っていますように、各地区区長会や自主防災組織の研修会など各種会場に出向いて、引き続きいろいろな機会に住民の皆様にお知らせをしているところでございます。今後もその予定でおります。

次に、2点目の避難につきましては、分かりやすい言葉での発信につきましては、避難情報の発令をこれまで同様、防災行政無線によるもののほか、鹿島市のホームページや佐賀県の防災ネットあんあんによるメール配信で行うようにしておりますが、御質問の分かりやすい言葉での発信につきましては、全員避難とか安全確保など独自に別の言葉で情報を発信すれば逆に混乱を招く可能性がございますので、避難情報の見直しを新聞やテレビ等で現在頻繁に周知されている先ほどの高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の名称で今のところ呼び

かけは行う予定でございます。ただし、御指摘のとおり、できるだけ分かりやすく簡潔に伝えることが重要というふうには判断しておりますので、発信する内容につきましては工夫をしていきたいと思っております。

次に、避難所の中でのプライバシーの確保について、市の取組はということに関しましてですが、避難所でのプライバシー確保等の取組としては、昨年度と今年度にかけてパーティションを購入いたしております。そのサイズを紹介いたしますと、縦横2メートル、高さ1.4メートル、重さが約5キロで、素材は緑色のビニール製の軽く持ち運びしやすいものでございまして、これは昨年度の議会でもここでお見せした内容でございますが、これは間仕切りと新型コロナウイルス感染症対策を含めまして御家族などのグループで御使用していただくことで、空間を間仕切って、3密を避け、避難された方々のプライバシー確保も可能というふうになってまいります。

現在、主な避難場所に合計321張りのパーティションを既に配置しておりまして、避難場所の開設状況に応じまして移動配分数調整はいたしておりまして、100%完全とはいかないまでも、必要とされる箇所にできる限り避難された方のプライバシーを確保できるように職員の中でも打合せは行っておりまして、避難場所における準備、対策は進めているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課のほうからは、災害時での自宅におられる方で障害のある方の避難についての御質問にお答えしたいと思います。

自宅におられる方で障害のある方の避難については、避難の際に御家族、支援者も一緒に避難していただくことを想定しておりますので、基本的には避難場所までの送迎、避難所での世話などは御家族、支援者でしていただくことになるというふうに考えております。ただし、御自身で避難が困難な方で、御家族の付添いが見込めない場合は、避難行動要支援者台帳への記載をお願いしております。日頃から避難行動を想定していくことが重要であるため、警察署や消防機関をはじめ、区長さん、民生委員さん、隣近所、親類など、地域等での協力体制が図られるように、市としても啓発に取り組んでまいりたいと思っております。また、どうしても障害の状態により地域等での協力では対応し切れない場合は、福祉課まで事前に御相談いただければと思います。

次に、障害のある方は警戒レベル3になる前に避難をとという御質問ですが、避難準備を事前にしていただくことは大変重要だというふうに考えております。しかし、実際に避難行動を起こす際には、警戒レベル3の高齢者等避難の段階が避難に時間がかかる方が避難する目

安でありますので、これをもって避難開始をお願いしたいというふうに考えております。

なお、避難場所や避難のタイミングなどの情報については、事前に障害者の方やその御家族に対して個別にお伝えをしております。また、夜間や急激に天候が変わる場合は、自分の身を守ることを優先し、自宅に待機することや、隣近所に避難していただくことも併せてお願いをしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これから一問一答で質問いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますけれども、接種についての説明書によりますと、私も頂いたんですけれども、まず、予防接種を受けることができない人という記述がございまして、これは明らかに37.5度以上の発熱をしている方、主に急性疾患にかかっている方、ワクチン成分に重度の過敏症の既往歴がある方、それから、アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下などがある方というふうになっております。

また、注意が必要な方について、抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方、過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がおられる方、心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害等の基礎疾患のある方、過去の予防注射で接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーが疑われる症状が出た方、過去にけいれんを起こしたことがある方、本ワクチンの成分に対してアレルギーが起こるおそれがある方等が受けられないか、注意が必要というふうになっています。

また、ワクチン接種が怖い方や打ちたくない方もおられると思います。

集団免疫は70%から80%以上の方が免疫を持つことと言われておりますけれども、これらの方々にも対応していくことで70%に近づくのではないかと思います。これらの方に対してどのように対応されるのかについて質問いたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

集団免疫の確保についてという御質問であると思います。

国はこれまでに経験のない事業規模をもってワクチン接種を推進しておりますが、一方で、接種を受けることは強制ではなく、予防接種の効果と副反応のリスクの双方を理解いただいた上で、自らの意思で接種を受けていただくこととなっております。

また、重い疾患やアレルギーなどにより接種できない方、接種を希望されない方もいらっ

しゃいますので、これらのことを考慮し、ワクチン接種を希望される方に対する接種が円滑に進むよう努めなければならないと考えております。

今後もワクチン接種等に関する情報や方策を適宜に提供し、感染予防対策としての集団接種免疫が図られるよう、ワクチン接種を推進しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

集団免疫というのは70%から80%というふうに言われていますけれども、実は昨日のテレビ放送で、70%程度あるのに、新型のインド型のウイルスには感染したという方がいらっしゃったと。だから、70%程度あってもまだ感染のおそれがあるんだということの報道が昨日あっていまして、私もまさかというふうに思ったんですけども、これはイギリスの例でした。

だから、そういうことも起こり得るから、できるだけ80%以上に向けて接種率を向上させていく必要があるなど私も思いましたけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

80%以上の接種率を目指してはということであると思っておりますけれども、先ほども御説明しましたように、ワクチン接種は個人の意思によって行うということが原則でございます。

ただ、そういうふうな集団免疫を確保するためというわけではございませんが、私どももできるだけワクチン接種のことについて、安全性とかいろいろな副反応の発生等、そこら辺の情報を的確に皆様方にお送りしながら、その中で80%以上の接種率が達成できればというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これは接種率を上げるといってもなかなか難しいことだと思いますけれども、できるだけ御協力をしていただきたいというふうに思います。

次に、若い方たちが間もなく接種券の配付が始まるということなんですけれども、64歳から16歳までの方たちは、かかりつけ医にかかっていない方もかなりいらっしゃるんじゃないかなと思います。今の状況でいきますと、今は多分、個別接種のほうが多いんじゃないかな

と思いますけれども、個別接種じゃなく集団接種のほうにかなり行かれるんじゃないかなと思います。医療関係者の手配というのは十分できているということによろしゅうございますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

医療関係者の手配についての御質問だと思いますが、校区内においても医師や打ち手の確保が大きな問題になっております。市内の医療機関においても、通常の業務に加え、感染予防対策の実施、コロナワクチンの個別接種、医師会で運営される南部地区PCR検査センター、休日の当番医と大変御多忙にあられる中に、市が実施する集団接種への医師、看護師の派遣等について御支援、御協力いただいております。このことについては、医師会とも協議をしながら協力支援体制を確保しておりますので、大丈夫であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこは分かりました。

次に行きますけれども、6月21日から職域接種、職場や大学での接種が始まるということですか、日本航空と全日空ではもう始まるという情報がございました。

鹿島市ではどうなんでしょうか。鹿島市でも職域接種に取り組むような動きというのはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

6月21日から始まる職場での接種事業が鹿島市でもあるのかというふうな御質問であると思います。

6月21日から開始することが可能となった企業や大学等における職域接種につきましては、ワクチン接種に関する地方自治体の負担を軽減し、接種の加速化を図ることを目的とされております。政府は東北大学、広島大学を含む全国32大学の実施を進める方向で調整に入っており、企業では日本航空やトヨタ自動車などが具体的な検討に着手されております。全面的な展開をにらみ、運輸、金融、農協など各業界の意向調査が行われ、県内の企業にも動きがあるように報道がっております。

なお、日本航空や全日空では計画の前倒しを行われ、6月14日から実施されております。

今後、接種ルートの拡大から、医師や打ち手不足の懸念もあり、自治体や医師会等との調整が重要になるのではないかというふうに考えております。

なお、市内で実施されるというふうな情報は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

職域接種については、1,000人以上の大企業が取り組むというふうな状況だそうですが、それ以外のところは商工会議所、商工会を通じて接種に取り組んでくださいという要望が来ていたみたいなんですけど、ただ、私も実は鹿島の商工会議所に問合せをいたしました。ところが、鹿島の商工会議所では医療従事者の取り合いになったりすることが起こるか分からないからできないんじゃないかということをおっしゃっていたんですけども、そこら辺は何か情報を確認されていますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

職域接種を行うことで医療従事者の取り合いが発生するのではないかというふうな御質問ですけども、現在、商工会議所のほうでも、議員おっしゃったとおり、まだ接種の方向ということでは進んでいないようですし、国のほうも現在1,000人以上を対象とした職域接種というふうなことで検討されておまして、今後はその1,000人というふうな枠が緩和されるかも分からないというふうな情報がございますけれども、現在、鹿島市内ではそういったこともありまして、職域接種が現状では検討されていないということで、医療機関の取り合いといったような問題は発生しておりませんが、職域接種がもし始まるということでしたら、そこら辺は医師会、そして企業と、商工会議所が入るなら商工会議所、それと市が入ってそこら辺の調整も必要になってくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

分かりました。

次に、ワクチン接種は予約して来られるわけですけども、都会では予約された方が来られないことがあると。予約の状況に応じてワクチンを用意しているけれども、結局、ワクチンを打つことができなくて余ってしまったということも起きているということなんですけど、

鹿島の場合、そういうことが起きているかどうか。また、ワクチンが余ったときはそのワクチンをどういうふう処理されているのか、質問します。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

余りワクチンに対する対応ということでの御質問だと思います。

集団接種会場における余りワクチンへの対応ということで、事前に余りワクチン接種リストを作成いたしまして取扱いを定めて対応するようにしております。

余りワクチンの接種対象者としては、鹿島に住所があられる方で、まず1番目に、高齢者への接種として、予約日に体調が悪くて接種を見送られ、次の接種が送られる方、この方を1番目の対象といたします。それと2番目に、高齢者施設等の従事者、それと保育園、幼稚園等に従事される方、3番目に、集団接種会場の運営スタッフへの接種を行っていくようにしております。

なお、ワクチンについては使用時間に制限がございますので、当日の接種に支障がないよう迅速な対応が必要となります。また、現在、余りワクチンも集団接種を行う中で出てきておりますので、高齢者施設の方、それと保育園の従事者の方に接種を行っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、余りワクチンに対してはちゃんと対応が取れているということによろしいですね。分かりました。

次に行きますけれども、ワクチンパスポートについて質問します。

今、政府では、ワクチン接種を証明するワクチンパスポートが検討されているということでございますけれども、私たちにとりましても、移動の自由とかイベント等に参加する場合に、パスポートがあれば自由に行動ができるんじゃないかなと思います。ただ、接種できなかった方たちにとりましては、行動の自由が制限されることになると思いますけれども、ワクチンパスポートについてどのように考えておられるか、質問します。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

ワクチンパスポートについてどのように考えているかというふうな御質問であったと思います。

ワクチンパスポートとは、新型コロナウイルスワクチン接種やPCR検査の結果などを証

明するものでございます。経済の正常化や国内での行動制限、海外渡航を促すことを目的として、各国で導入に関する議論が進んでおります。政府は、新型コロナウイルスワクチン接種証明の発行に向けた検討を始めております。利用については、飛行機への搭乗時や入国審査、海外での宿泊時に提示することを想定しているようです。

ただ、ワクチンパスポートについては、差別的な利用などの観点から課題もあり、日本でのワクチン接種については強制的なものではなく、昨年改定された予防接種法第9条では、新型コロナウイルスワクチンの接種は努力義務とされており、現在、12歳以下や妊婦も努力義務の対象外、重いアレルギー反応を起こした人の接種も推奨されておらず、接種を受けない人への不当な差別につながらないようにするなど、様々な論点があるとされております。

現状、国からのワクチンパスポートに関します情報は市のほうへは上がっておりません。国のほうからこのパスポートについての手続等の要請がございましたら、そこについては対応の必要もあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

全員がワクチン接種されるわけじゃないので、多分、20%か30%の方たちというのは、いわゆるワクチンが打てない方たち、打ちたくない方たち、様々な理由があられると思うので、ワクチンパスポートを発行することによって、ある意味で差別が生まれる可能性も出てくるかなというふうに思います。ただ、ワクチンを打った方にとっては行動の自由が確保できると。どう決めようもないようなことなんですけれども、ワクチンを打ったという証明書といいますか、私たち——私はまだ打っていませんけれども、打ったときに、1回目と2回目の接種券がありますよね。それぐらいしかないのかなというふうに私自身は思っているんですが、まだ何とも結論が出ない状態なんです、政府でどういうふうに決められるか分かりませんが、差別がないような状態のパスポートになってほしいなというふうに思います。これは答弁要りません。

次に、鹿島市での副反応の状況、副反応、打ったところが痛いとか、熱が出るとかということがあるそうですけれども、アナフィラキシーというのが鹿島では発生したのかどうか、このことについて質問します。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

鹿島市内で副反応やアナフィラキシー、アレルギーが発生したのかというふうな御質問だと思います。

これにつきましては、鹿島市住民で副反応疑いの報告が現在3件あっております。アナフィラキシーショックについての報告はあっておりません。これまでの接種経過から、年齢は若い人、それと、性別は女性に症状が出やすいといった特徴があるようです。

鹿島市内で報告された3件については、蕁麻疹、発熱、目まい、息苦しさ、接種箇所の痛み、腫れ等が報告されております。重篤な症状が出ていらっしゃる方は現状ではございません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

アナフィラキシーは発生していないということで安心いたしました。

ただ、今から若い方たちにずっと進んでいくわけですから、若い人たちのほうが強い反応が出るということらしいので、今後それが発生する可能性があるかなというふうにちょっと懸念はしているんですけども、その対策は十分取れているということによろしいですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

アナフィラキシー等に対する若い人への対応ということでございます。

今3件、副反応の疑い例があったというふうな説明をいたしましたけれども、これは優先的に接種を始めていらっしゃる医療従事者等の方のほうで出ております。ですから、年齢的には65歳以下の方々になってきます。そういったところで、副反応やアナフィラキシーにつきましては、若い方の症状発生が今後増えてくる可能性が高いというふうには考えております。

ただ、集団接種会場においても個別の医療機関においても、接種に当たってはその対応の準備をいたしておりますので、そこら辺は安全対策を講じております。

また、広報などによって、アナフィラキシーや副反応について、今後、市民の皆様へ引き続き広報を続けてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

先ほどお尋ねのアナフィラキシーへの対応について補足をいたします。

厚生労働省から、ワクチン接種の際についてアナフィラキシーの想定がされており、その際の薬剤等の薬品名だったり、その対応方針などが示されておりますので、各個別接種をさ

れている医療機関、また、集団接種会場でもその辺の準備は全て万端にそろえておりますので、もしも起きたときにも速やかな対応ができるようになっております。

また、副反応につきましても、集団接種会場においては、本来、副反応で心配があるときには、症状が出たときには、かかりつけ医などに御相談してもらったり、また、夜間などの救急対応につきましては、救急で医療機関を紹介できる電話番号などもお知らせして、その辺の準備は備えているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

新型コロナウイルスワクチン接種についての最後の質問になりますけれども、まだ日本では15歳以下の方、12歳までだと思いますけれども、接種が始まっておりません。中学生の年代になると思いますけれども、米国ではそこは始まっているようで、大体1歳児まで打つような状況にアメリカではなっているというテレビ報道があってございました。

鹿島の場合、低学年といいますか、小さい子供さんたちに打つというのは、まだ治験が日本でも多分終わっていないんじゃないかと思うんですよね。そういう状況ですから、なかなか始まらないと思いますが、子供さんたちに接種をするということについて、何かお考えはございますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

12歳から15歳までの子供さんたちの接種についてということであると思います。

12歳から15歳までの接種の実施につきましては、市といたしましてはこれから検討を行ってまいりたいと思っております。

これまでの感染例から、社会的活動を行う大人から子供へ感染させるパターンが多いような状況であります。そういったことで、現状では、先ほど説明いたしましたとおり、高齢者の方から順次接種のほうを進めていきたいというふうに考えておりますが、ただ、国や県、その他の意向等が生じてくる可能性もございますので、市といたしましても柔軟に対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は日本でも、京都府の2つのまちが12歳までの接種を、1つのまちは始められたんだけど、すぐに保護者の反対がありまして中止をされた。もう一つのまちは、準備してい

たけれども、結果的にこれも保護者の反対で中止をされたということでもあります。だから、15歳から12歳までの子供さんたちに接種するというときには、実は保護者の方たちの意向というのがかなり影響してくるんじゃないかなと思うんですね。

だけど、今、新型コロナウイルス感染症の疾病については、小さな子供さんたちまで最近かかるようになってきています。特に、変異種が出現して以来、非常に伝染しやすくなっているということで、将来的には子供さんたちについても接種の必要が出てくるんじゃないかなと思うので、国がまだ決めていませんから、市としても答弁のしようがないと思いますけれども、十分に今から検討していく必要があると思います。このことだけ申し上げておきたいと思います。

では、次に参ります。大きい2番目の鹿島市の水害対策についてでございます。

まず、ここで映像を使います。

[映像モニターにより質問]

これが鹿島川です。ちょうどポンプ場がありますけれども、中牟田のポンプ場の先のほうに鹿島川と中川の合流地点のところから上流部分を撮影したんですが、この鉄橋から上流のほうはしゅんせつをしていただきました。5年ぐらい前からしゅんせつが始まりまして、御神松の橋のところまでしゅんせつが進んでいます。ただ、5年たったところは渦がたまりつつあるんですけれども、これは有明海の宿命としてしようがないことかなと思います。

その鉄橋から上流のほうについては渦がたまっています、ヨシなり、アシが分かりませんが、草がいっぱい生えているという状況でして、下流部分がどっちかという川幅が少し狭くなったような状況になっているということでございます。

これは中川です。中川の、ちょうどカーブの右側が中牟田のポンプ場なんですけれども、そのカーブのところの、いわゆる右岸側、これはこういう状態で、かなり渦がたまっているということでございます。実は、3月議会で池田廣志議員がこのことについて質問されまして、このときにはしゅんせつを予定しているという答弁があったというふうに私記憶しています。まず、このことについて質問いたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

特に鹿島川と中川の合流地点につきましては、20年ぐらい前にしゅんせつが行われた記憶がございます。渦泥の堆積が進んだなということを感じているところでございます。

鹿島川につきましては、先ほど議員が紹介されましたように、数年前に組知橋から横沢橋間についてしゅんせつを行われたところでございます。引き続き下流側もしゅんせつしていただくようお願いしているところでございまして、河川管理者でございます土木事務所も、

通水断面の約3割が土砂とか濁泥が堆積した場合は河道掘削が必要だということで判断されており、また、現地も確認をし、しゅんせつが必要ということで認識されております。

先ほど申されましたところ、中川のちょうど下流になりますけれども、鹿島川と合流する導流堤付近、水管橋がございます。その上流部を今年から一部しゅんせつということを計画されて、既に工事も発注を行われております。7月末ぐらいから現地のほうには工事を着手するという予定になっております。

ただ、濁泥の量が非常に多く、一度にしゅんせつができないため、濁泥の堆積が激しい箇所から随時、今後行っていくということで伺っているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

次の写真でございます。これが中川と鹿島川が合流する地点のところなんですけれども、実はここら辺もかなり濁が堆積してしまっていて、中川は、ですから、この写真の右側のほうです。ここら辺をしゅんせつされるのかなというふうに私も想像いたしますけれども、場所としてはどうなんでしょうか。ちょうど中川と鹿島川の合流地点から上のほう、ここから200メートルぐらい川の長さがあると思っておりますけれども、ここら辺をしゅんせつということではよろしいですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今年度から工事を予定される箇所につきましては、今写真に写っております奥のほうに水管橋がございます。その水管橋の上流部の右岸側から中川方面の上流に向かってしゅんせつを予定されているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

次は、さらにその下流に行ったところなんですけれども、下流に行けば行くほど、実はこういうふうにかなり濁が堆積して、草が茂って、川幅がかなり狭くなっているという状況になっています。ですから、ここら辺までしゅんせつしなければ水害予防にはなかなかつなげていかない気がするんですが、ここら辺についてはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

下流域についても現地を確認して、土木事務所も現地を確認されているところですが、先ほども申しましたが、しゅんせつ、正式に言えば稼働掘削ということになりますけれども、稼働掘削の判断基準としまして、流通断面、川の水が流れる断面の3割以上が土砂とか濁泥が堆積している場合に判断されるということですので、それ以上になったらしゅんせつを行うということでされているところがございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

3割以上、これがどれくらいかちょっと容積は私もよう分かりませんから何とも言えないところですが、いずれにしろ、川幅が狭くなっているということで、中川と鹿島川が合流して行って、しかも、各ポンプ場からどんどん水が流れてくるんですね。だから、そうなったときに、ここら辺で吐くことができるかなという気がしています。

昨年7月、鹿島は水害に遭われたんですけども、そのときも内水氾濫が起きるんじゃないかなというぐらい、実はポンプ場はポンプが止まっていたんですね、一番水が高いときは。だから、ポンプを止めなくてもいいようにするためには、やはりここら辺のしゅんせつというのも私は必要なんじゃないかなと思います。ただ、もちろん予算の関係がありますから、市がするわけじゃないですから何とも言えないところでありまして、できるだけ早めに取り組んでいただきたいと思いますが、もう一つ写真を出します。

これが中川と鹿島川の合流地点の状況でして、ここら辺は右岸側は割といいなんですよね。今度はここが左岸側に濁りがたまっているという状況があります。

次の写真に行きます。これが石木津川ですね。石木津川の河口に近いところです。兩岸にたまっています、石木津川もいつも氾濫情報というのが出るんですけども、やはりこういうところに関しても今から考えていかんといけないんじゃないかなと思いますが、中川、鹿島川だけじゃなくて石木津川、まだほかにも、浜川もそうなんですけどね。だから、そこら辺のこともどういうふうに考えていらっしゃるのか、質問します。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほど申しましたように、3割の基準というものはございますが、今回しゅんせつされる中川、鹿島川の下流以外の河川についてもしゅんせつが必要だということで考えておりますので、土木事務所に要望を行っていきたいと思います。

ただ、1つ問題というか、課題となりますが、濁泥をしゅんせつした場合、水分を含んだ

濁泥をそのまま搬出できないということがありますので、水分を抜く土壌改良を行い、しばらく乾燥させてから処分先に運搬するということとなりますが、この作業をする場所がなかなかないということで土木事務所も困っていらっしゃるという状況でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

確かに、濁泥の処分というのは本当に大変だと思います。海に捨てるわけにもいきませんからですね。海に捨てたらまた戻ってくるわけですから、どこで処分するかというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、以前は有明海沿岸道路のほうに、凝固剤を混ぜてあそこに埋めたという話を聞いたことがあったんですが、そういうことにしても限度があるかなという気がしますので、大変だと思いますけれども、だけど、濁泥の撤去というのは取り組まないと、鹿島がまた大きな水害、昭和37年の水害みたいな形にならないためにも、ぜひ取組をしていただきたいと思います。

ただ、私も評価していますのは、鹿島は水害対策にかなり取り組んでいらっしゃいます。下水道、雨水幹線を造ったりとかいうことで取り組んでいらっしゃいますので、そこは評価いたしますけれども、水をちゃんと海に流して捨てるようにしていくということが今から重要だと思いますからこういう質問をいたしました。

次に質問いたします。

この質問も実は池田議員が3月議会で質問された質問でございますけれども、昨年熊本水害など、いわゆるダムの放流という問題が実は出てきます。特に愛媛県のダムの場合が、線状降水帯が発生して、ダムの水位がどんどん上がっているんだけど、放流が遅れたということがあったそうです。結果的に、今裁判が行われているということになっているそうです。

ダムの放流につきましても、池田議員の質問に対しては、水位を1メートル下げることができるという答弁がございましたけれども、1メートル下げること大丈夫かなというふうに、1メートルが何万トンぐらいになるのかわかりませんが、大量に雨が降った場合というのは1メートルの水位低下で間に合うかなという気がするんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

鹿島市の水害対策に対する御質問ですが、水道課が中木庭ダムの関係利水者となっておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

なお、今回、県営ダムに関する質問となっておりますので、県より回答を得た範囲で答弁

をさせていただきます。

まず前提として、御質問にあるダムの放流には事前放流と緊急時の異常洪水時防災操作があると聞いております。事前放流とは、ダムの洪水調節容量を増加させる目的で、利水容量の一部を放流するものです。中木庭ダムを含む県管理ダムでは、令和2年6月から出水期中におけるダムの期別貯水位低下の運用と、これが先ほど1メートル低下と福井議員のほうから質問のあった点です。それと別に、大規模な洪水が予測される場合に、早ければ3日前からさらに利水容量の一部を事前放流する2段構えの運用をされ、大雨に備えられているところですので。このうち、先ほどありましたような出水期中におけるダムの期別貯水位低下の運用については、6月1日から9月30日の期間、利水目的の貯水の水位を1メートル低下し、治水目的の洪水調節容量を拡大するというものです。

次に、2段構えの2つ目ですが、ダムの下流の河川で洪水による氾濫等の被害を生じさせるおそれのある規模の降雨が予想される場合は、ダム管理者が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量に基づき、3日間で事前放流可能な洪水調節可能容量を上限に事前放流するとなっております。

さらに、先ほど来あっています線状降水帯などの大雨時の場合で、事前放流を実施してもなお洪水調節容量を使い切って洪水時の最高水位を超える予測の場合は、緊急時の異常洪水時防災操作を開始するというところで聞いております。この緊急時の異常洪水時防災操作は、ゲート式のダムの場合は大雨時にダムからの放流量をダムへの流入量まで徐々に増加させる操作となると聞いておりますが、中木庭ダムについてはゲート式に放流操作がないダムですので、ダムの堤体に備えている洪水吐きから自然越流するというふうに聞いております。

なお、ダム管理者から市に対する連絡体制というのをお聞きしております。国が定める事前放流ガイドラインや佐賀県と関係水利使用許可者との間で締結した治水協定において、ダム管理者は事前放流を実施するに当たっては、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、開始、中止の情報共有を図るものとされております。具体的には、ダム管理者が事前放流を実施すると判断した場合、放流開始前に開始日時などを、中木庭ダムの場合でしたら鹿島市のほうに連絡をされると聞いております。

また、緊急時の異常洪水時防災操作が行われる際についても、下流の住民の避難時間を稼ぐために、事前に市の防災担当に対し情報を流したり、県と市の間にホットラインがございますので、越流を予測した場合、緊急連絡するなどの手段を講じられるというふうに聞いております。

私からは以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

分かりました。緊急時に、例えば、中木庭ダムの場合は鹿島市に連絡が来るんでしょうけれども、それを住民に知らせるといのは防災行政無線でされるのかどうか、そこら辺はどうですか。

○議長（角田一美君）

染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

お答えします。

緊急時の市への連絡なんですけれども、下流の住民の避難時間を稼ぐために、例えば、1時間前とかに防災の担当に情報を流したりされるそうです。その際、周知をされる方法については、防災の担当が判断されると思います。防災無線等の使用というのは当然考えられることじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

よその話なんですけど、よくあるのが、防災行政無線が外にある場合ですけれども、大雨で音が全然聞こえなくて、逃げるのが遅れたということがありました。鹿島市の場合は屋内に防災行政無線の受信機がありますから、家にいれば大体分かるんだと思いますけれども、どうしても判断が遅れるということがよそではあったそうなので、ぜひできるだけ早めに判断していただいて、できるだけ早めに放流するということに取り組んでいただくことをお願いして、この項は終わります。

次に、避難所の件でございます。

福岡県朝倉市の例なんですけど、子供さんを抱えた女性が避難所に避難したんだけど、子供さんが泣き出したり騒いだりするのが気の毒だから、自分は避難所から車のほうに移動したということがあって、その後、あるところの施設ですけれども、そこに女性だけを受け入れる施設というのがあったそうなんです。そういう施設に女性が避難して、そこでやっと安心して避難することができたということが今年のテレビか何かでやっておりました。そういう状況というのが生まれてくるんじゃないかなと思います。

ですから、特に女性なんですけど、家族じゃない、女性と子供さんという組合せの場合というのが、どうしても人のことが気になるということがあって、女性専用の避難所が欲しいですよということをおっしゃっていたんですけど、そういう女性専用の避難所ということなどに取り組む考えはございませんか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

御質問の中で、避難所で女性に対しての配慮を含めた専用の場所という部分のお答えになりますけれども、女性に関しましては、現状はパーティション等がなくて非常に御不便をおかけしたところございまして、今回、パーティションの整備を行っております。各避難場所において個室があれば、例えば、そこを女性の着替えの場所にしたり、なかなか場所的でない場合は、今回設置しているパーティションを利用して目隠しをするなどの配慮が状況に応じて避難場所の対応は必要であるというふうに思っております。

御質問の中で、子供連れの方に対しての配慮という点に関しては、避難所の運営との点も、できるだけ生活のリズムが異なる方同士が一緒のスペースにならないようにという配慮はしておりますが、やはり限られた避難場所での施設の数とか部屋の数、建物の構造も違っていて、また、避難される方が多い中では現実問題として十分に、御質問の中であるように希望に沿うような振り分けが困難なところは御不便をおかけしているところでございます。

小さなお子様をお持ちの家庭が、特に夜泣きをされたりということを心配されて、必要な避難をちゅうちょされているという状況があるとのことですので、この件を含めまして、今後も避難場所ごとでの、女性もそうですけれども、各種課題がありますので、できるだけ解消できるように、市としては引き続き検討は行わせていただきたいというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

現在の避難所の数からすれば、女性だけの避難所を造るというのはかなり困難だということとは私もよく分かっています。ただ、女性の場合、特に子供さんをお持ちの女性の場合というのが、非常に心細い心境でしょうし、やはり安心して避難できる場所というのを今から考えていく時代に来たのかなというふうに思います。

実は、ヨーロッパの避難所というのは、各家族単位で避難するように施設を造っているということを聞いたことがあります。鹿島でもそこまでするということは不可能か分かりませんが、今ある施設のどこかを女性用に指定してもらって、そこに早めに逃げてくださいというようなことが今から必要な時代になってくるのかなという気が私もしてまして、こういう質問をいたしました。

ですから、今すぐ取り組むのは無理だということは私もよく分かりながら質問していますが、ぜひ取組をしていただくことをお願いいたしまして、今日の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。4番議員杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルスワクチンの接種が医療関係従事者から始まり、今は高齢者の方を対象に順次接種が行われています。従来のインフルエンザ等とは違い、コロナ感染者の唾液の中にたくさんのコロナウイルスが存在することが分かっています。ゆえに、マスクの着用が非常に重要であることは言うまでもありませんが、日頃からの手洗い、消毒、マスクの着用、換気を組み合わせることで感染のリスクを大幅に下げることができます。そして、今後、ワクチンの接種により、コロナ感染を封じ込め、一日も早いコロナの終息を心から願うものです。

また、今年は梅雨入りが例年より約3週間早く、連日じめじめとした天気が続いています。昨年は鹿島市も豪雨により大災害が発生いたしました。今年は大きな被害がないことを切に願っています。

このじめじめとした天気とは正反対に、爽やかに晴れ晴れと今回、2項目について質問をしてみたいです。

1項目めは、これからの学校教育についてです。

国のGIGAスクール構想に基づき、今年度より市内の各小・中学校で児童・生徒に1人1台のパソコンが配置され、ICT環境が整備をされました。実は、昨年のコロナ禍における学校の臨時休業中に、公立学校のほとんどがオンライン授業すらできなく、学校のICT環境整備が極めて貧弱であることが可視化されました。その結果、学校教育は歴史的な勢いで大きくデジタルシフトしています。あまりにも急速な変化に、学校現場は混乱期を迎えているのではないかと想像します。

ICT環境整備後の学校教育現場について、導入後、まだ日にちが浅いですが、これまでの違いや現状の課題、問題点等について最初に質問をいたします。

2項目めは、若者の孤独、孤立対策についてです。

コロナ禍の影響もあり、若者の孤独、孤立が問題になっています。政府は、今年4月6日、2025年度までの子供・若者育成支援推進大綱を決定し、具体策を盛り込みました。大綱は、教育や福祉、保健、医療など分野別の政策を子供、若者の育成という視点から横断的に取り

まとめたものです。

初めに、第3次となる子供・若者育成支援推進大綱についてと具体策を盛り込んだ内容を、ケーブルテレビを御覧になっておられる市民の皆様にも分かりやすいように、要点を簡潔に答弁をお願いいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、関連質問は一問一答で質問してまいりますので、答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

3月末に児童・生徒1人に1台ずつのパソコンの整備、そして、4月初旬に教室の高速大容量ネットワーク整備が完了いたしました。たくさんの予算を使わせていただき整備できたことに感謝を申し上げます。

学びの新しい道具が1つ加わりましたので、児童・生徒にとって学習への興味、関心、あるいは理解がこれまで以上に高まることを期待しております。

現在の状況についてですが、授業を中心に使用し、まだまだ使い方に慣れている段階であります。カメラ機能、これが一番簡単ですので、例えば、理科で樹木や植物、岩石などを写したり、あるいは体育の授業でマット運動の技をお互いに動画で撮影をしたり、振り返りをしたりというようなことに活用しております。また、インターネットにもつながっておりますので、国語や社会などの調べ学習、この検索でも使用いたしております。

これまでの授業でも電子黒板を使いまして、視覚に訴える工夫をしておりますけれども、1人に1台のパソコンの活用により、より個別化した学習が可能となりました。また、意見の書き込みや保存も可能となり、授業の積み重ね、振り返りが容易になってまいりました。

それと、各学校でいろんな活用の仕方をしておりますので、私ども教育委員会がGIGA通信というお便りをその都度発行いたしております。今、11号までになりました。これは議会事務局への回覧をいたしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

一方で、課題でございますけれども、実際に活用が始まりまして、教職員の技能の向上、あるいは授業での活用の際のサポート体制の構築、このあたりが多く学校から課題として出されているところです。

そこで、4月、5月で私ども教育総務課、教育委員会が、担当者が全ての学校に出向きまして、教職員に向けたパソコンの基礎的な活用方法の研修会を行ったところです。私も4月7日に北鹿島小学校の職員研修会、1時間程度ですけれども、参加をしております。タブレットの基本的な使い方について学んできたところでございます。

また、実際の授業でも、市で雇用しているICT支援員、これは2名おりますけれども、ICT支援員や、先ほど申しました教育委員会、ここに詳しい担当者がございますので、実際に授業の支援を行っているところでございます。授業中ですので、いろんな途中でのトラブルとまで言いませんけれども、機械の使い方等に指導、助言をいたしているところでございます。

課題解決に向けて、今後とも教育委員会、総力を挙げて学校を支援していくという体制でまいりたいと思っております。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課のほうからは、第3次子供・若者育成支援推進大綱の内容についてお答えいたします。

この大綱は、平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、第1次大綱から今年4月に策定されました第3次大綱まで、総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成された子ども・若者育成支援推進本部で策定されました。

政府においては、この大綱を踏まえて、全ての子供と若者が自らの居場所を得て成長、活躍できる社会を目指し、子供、若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会総がかりで子供、若者の健全育成に取り組んでいくこととしております。

具体的には、子供、若者を取り巻く状況や、子ども・若者育成支援推進法を踏まえて、以下の5本柱を基本方針として総合的に推進することとしております。

1つ目に、全ての子供と若者の健やかな育成、2つ目に、困難を有する子供・若者やその家族の支援、3つ目に、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、4つ目に、子供・若者の成長のための社会環境の整備、最後に、子供・若者の成長を支える担い手の養成支援でございます。

これらの方針では、未来を担う子供たちの成長を支えるため、担い手の養成や社会環境の整備のほか、困難を有する子供、若者やその家族の支援について、緊急的な課題となっておりますニートやひきこもり、不登校の子供や若者の支援をはじめ、障害のある子供への支援、子供の貧困問題に対する家庭や子供への支援、特に配慮が必要な子供、若者に対しては、自殺やヤングケアラー、児童虐待などの対策も緊急的に取り組む必要があるとしております。

これらの対策としましては、相談体制の充実をはじめ、支援ネットワークの構築、アウトリーチの充実、生活困窮者の生活支援、就労支援、ひとり親支援などを進めていくことが明記をされております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

それでは、最初の質問でありますこれからの学校教育について、一問一答で質問をしてまいります。

学校の I C T 環境整備は、地方交付税交付金によって措置され、設置者である自治体の責務として行われてきました。その結果、自治体間の格差は拡大の一途をたどっていたと思います。また、私たちが子供の頃とは違い、パソコンやスマホ、テレビゲーム等が普及し、I C T を遊びの道具としては極めて多く活用しているものの、I C T を学習の道具として活用する経験は極めて少ないと思います。

鹿島市だけに限ったことではありませんが、I C T 環境整備の遅れが子供たちの I C T 活用経験の不足につながっており、今後、学力向上のためにどのように I C T 教育を進めていこうと思っておられるのか、お聞きいたします。

先ほど教育長のほうから答弁をいただきましたので、多少重複する点があるかも分かりませんが、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほども申しあげましたけれども、重複する部分はあるかと思えます。

今回、パソコン、タブレット端末を導入いたしました。この端末の特性は、情報収集や視覚、聴覚に訴える機能などによって児童・生徒の興味、関心を高めて、学習意欲と理解の定着につながると考えております。ですから、いかに効果的に使っていくのかというのが学校教育の大切な部分だと考えております。

具体的な活用として申し上げますと、7 個ほど申し上げたいと思えます。

1 つ目は、インターネットを使った調べ学習ができる。2 つ目として、一人一人の理解の深度に応じたドリル学習が可能となる。これは教師側にとっても理解度の分析が容易になってまいります。3 つ目、カメラや録画機能を用いた観察や振り返りの学習ができる。4 つ目として、ノート代わりにタブレットに書き込むことができる。5 つ目として、教師が作成した教材を印刷せずにその場でタブレットに配信することができる。このことによって、データの保存、複製、編集をすることが容易になってきます。6 つ目として、家庭学習の課題をタブレットにインストールすることで自宅での家庭学習に活用することができる。7 つ目として、昨年度から始まりましたプログラミング学習での活用が可能となってきます。

また、このような学習活動を通して、学力そのものといいますより情報活用能力ですね、情報を収集したり、整理したり、企画、発信、伝達する力、これらを I C T の教育によってつけることができると考えております。

ただし、今始まったばかりですので、今掲げました7つの全てができていく状況ではありません。今後、これらのことを少しずつ広げながら、学力の向上や先ほど申しました情報活用能力の育成を図っていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今朝、この「鹿島GIGA通信」を頂きました。（現物を示す）ナンバー1からナンバー10まで、それぞれ授業風景とか研修の風景とか載っております。授業では理科や算数、また、体育や図工など、いろいろと幅広くICT教育、パソコンを使用した授業が行われているわけなんですけれども、また、各学校でのこうしたいろいろな好事例の水平展開もぜひお願いして、共有していただければというふうに思っております。

このICT環境が整備されたことで、子供たちの学習意欲の向上、また、学力向上に結びついていくように願っております。そして、ICTの環境整備は、子供たちの学習環境の問題だけでなく、教師の職場環境の問題としても浮上しています。しかも、自治体間での格差が広がっている状況ではないかなというふうな気がしております。ICT教育やプログラミング教育など多様な教育への対応、いじめや不登校、特別な配慮を必要とする子供たちへの対応など、教育現場で抱える問題は多様化、複雑化しております。

また、これまで学校現場を支えてこられた経験豊富な教員が大量に退職をしていく中で、若手や中堅教員の資質、指導力を向上させ、核となる教員を育成することは、喫緊の課題となっています。これからの教員の資質、指導力向上についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

近年の教員の大量退職、大量採用について、佐賀県も、また、鹿島市も数としては多くないんですけれども、少なからず影響を受けているのかなと思っております。

今年3月、県内の小・中学校、これは全ての職種なんですけれども、約260名の退職者があります。鹿島市では8名でした。現在、市内の教諭、主に授業を行う職種ですけれども、平均年齢が小学校で41歳、中学校で43歳、ただ、管理職、あるいは養護、事務、栄養の職も加えますと、若干、一、二歳上がるかと思っております。多分、全県的にも全国的にも同じような平均年齢じゃないのかなということは考えております。これも毎年、一、二歳若返ってきているというのがここ数年の傾向であります。しかしながら、まだまだ40代以上の教員のほうが割合としては多いというのが現状であります。ですから、今のうちにベテラン、あ

るいはミドルリーダーと言われる教員が、その培った知識、技能を若手教員に伝えていくということが大切になってきております。

そこで、学校、これは主に県教委の方針でやっているものでございますけれども、そこを紹介したいと思えます。

1つ目は、メンター制の導入というのを行っております。メンターというのは、助言者、指導者という意味です。これはいわゆるOJTであります。中堅教員、主に10年以上の経験のある教員をメンターに指名いたしまして、新規採用教員と日常的に関わって支援を行ったり、若手教員を対象としたメンターミーティングを行ったりしております。そのことで、若手教員自身も悩みを打ち明けたり、あるいはいろいろ相談に乗ってもらったり、あるいはその指導に当たる中堅教員自身も教員として自分の仕事を振り返ったり、先輩として自覚を持ったりするということができるようになってきております。このようなメンター制度を通じて、ミドルリーダーの育成にも今つながっているところでございます。

2つ目は、これも以前からやっておりましたけれども、校内での授業研修の充実を行っております。主に教科等になりますけれども、生徒指導も含めて、授業の参観、お互いに授業を公開していく。そして、授業を分析しながら先輩の授業の技術を学んでいく機会を設けているところです。ほとんどの学校で全ての担任が授業を公開しているというような現状であります。

3つ目は初任者研修です。先ほども申しましたけれども、県教委の事業になりますけれども、小学校では初任者6人に1人、中学校では4人に1人の指導教員を配置いたしております。直接学級に入って教科指導や生徒指導、学級経営などに指導助言をいたしております。初任者の先生が抱えておられる悩みの解決に向けたいろんなことに効果を上げているところです。

今申し上げましたように、学校現場でのOJTと県教委主催の集合研修を活用して、教職員としての知識や技能、資質を高めていく体制を整えることが私どもの仕事と思っておりますので、今後もそこを充実させていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今、教育長から答弁ありましたように、私の知り合いの方も昨年、教員を定年退職されて、今は若手や新任教員の指導や研修に当たっておられます。経験豊富な教員や定年退職をされた方が後進の指導、育成に当たることや、講習や講座の充実、教職員の多忙化の解消など様々な課題もあり、必要性を感じております。

次に、コロナ禍での学校教育について質問をしてみたいです。

コロナ感染の影響は、大人の社会でも経済活動をはじめ、働き方や生活様式の変化など多

くの局面でマイナスに働いたり、さま変わりをしております。子供たちにとっても、大人同様、否それ以上に精神面では大きな負担となっているのではないのでしょうか。

昨年からのコロナ禍での児童・生徒の学習意欲についてと、コロナ禍以前と比べ学力的に落ち込みや変化があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

コロナ禍と呼ばれまして、間もなく1年半を迎えようとしております。学校生活でも子供たちはいろんな制約を受けながら活動をしているところでございます。

文部科学省から出されております学校における「新しい生活様式」、これは随時改定をされておりますけれども、それに準じて感染の予防対策を行いながら教育活動、子供たちは学習活動をしているところでございます。

私も、今月下旬、鹿島小学校に行きますけれども、そのほか分校を含めた9校、この全ての学校の全ての学級の授業を今月見てまいりました。子供たちの様子はどうなのかなということを見届けたいということで参観をしてきたところでございます。

学力についてですけれども、昨年度、緊急事態宣言を受けて、実質13日間の臨時休業をしました。その分につきましては、夏季休業や土曜日に回復いたしましたので、学習内容については全て履修を行ったところでございます。

また、昨年12月には、小学校4年生から中学校2年生までの佐賀県学習状況調査が実施されました。本市では、その調査に乗らない小学校1年生から3年生までを1月に、これは市販の標準学力検査、CRTと呼ばれるものを実施したところです。この結果を見てみますと、大きな学力の低下というものは見られませんでした。また、学校の職員にも聞きましたけれども、目立って学力が低下したということは聞いてはおりません。

しかし、いろんな制約の中で子供たちは学習をしております。このマスクもそうですけれども、いろんな影響が出てきているというのは私どもも感じているところでございます。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

午前中に引き続き質問をしてまいります。

コロナ禍にあっても児童・生徒の学習意欲が衰えず、学力の低下も見られないという答弁でありました。大変な状況の中、学校現場で働いておられる教職員の方々、学校関係者の皆様に感謝を申し上げます。

次に、学校生活や授業中のマスクの着用について質問をいたします。

コロナ感染の予防には、御承知のように、マスクの着用が非常に効果的であります。授業中や休み時間、掃除の時間など、給食時や体育の授業以外は基本的にマスク着用になっているかと思えます。

一方で、先月、大阪府高槻市の小学校5年生の男子児童が体育の授業後に死亡するという大変に痛ましい事故がありました。マスクをつけて体育の授業に臨み、5分間ほど走った後に倒れて、体が急変したそうであります。小学校ではマスクの着用について、体育のときはマスクを外してもよいと児童に伝えた一方で、新型コロナウイルス感染などが心配な人はつけてもよいとも指導をしていたということです。このような痛ましい事故が絶対に起こらないよう、学校教育の現場では細心の注意を払っていただきたいと思えます。教職員におかれても、児童や生徒の顔色や様子を細かくチェックをしていただきながら対応していただきたいと思っております。

体育の授業も含めて、学校現場ではマスクの着用が現状どのようになっているのか、また、どのように指導をされているのか、お聞きいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

学校でのマスクの着用についてお答えをいたします。

教室の授業では、大きな声を出して発表したり、密になりやすいですので、基本的にマスクは着用しているという状況でございます。体育の授業の際には、基本的にマスクの着用は必要ありませんけれども、十分な身体距離が取れない状況とか、あるいは熱中症になるリスクが少ない場面では着用をいたしております。例えば、昨日も西部中学校の授業を4時間参観いたしましたけれども、体育館でのマット運動、これは非常に密着をしておりましたので、マット運動についてはマスクを着用しておりました。しかし、同じ体育館のバレーボールでは着用しないというふうなことで、それぞれ競技とか、あるいは熱中症のリスクに合わせた対応をしているという状況でございます。

登下校につきましても、基本、湿度や暑さ指数などで、マスクを着用しますと熱中症のリスクが非常に高くなりますので、この季節はなるべくマスクを着用しないで登下校を行うということにいたしております。

ですから、熱中症のリスクとコロナに感染するリスク、今、鹿島では落ち着いた状況ですので、この季節は特に熱中症に対するリスクを優先した指導をするように心がけております。以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

これから夏本番を控え、熱中症にも十分な対策が必要です。マスク着用時は特に注意を払う必要があると思っております。WBGT、いわゆる熱中症予防の目安に用いられる指標で、人体が受ける熱ストレスの大きさを指標化したものです。この値が大きい場合、仕事やスポーツを休止することが望ましいとされています。

この熱中症を計測する機械、熱中症指数計なるものが各小・中学校に配備されているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

熱中症を計測する機械が配備されているかということですが、これは全ての小・中学校でございます。ただし、学校予算で買っておりますので、各教室に設置をしている学校もあれば、職員室とか、あるいは体育館とか、個数についてはそれぞれ各学校によって違ってまいります。

暑さ指数を計測する指数計は全ての学校で準備しておりますので、特に担当職員が、養護教諭とか教頭とかが注意を払いまして、31度以上が危険という状況でございますので、外遊びはしないとか、そういうふうな集中管理をいたしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。安心をいたしました。

新型コロナ感染対策や熱中症対策等で、教職員や学校関係の皆様は大変御苦労されているのではないかと考えております。

市内の小・中学校のほとんど全ての教室において、エアコンが設置をされております。熱中症対策にはエアコンの使用が有効ですが、一方で、密になりやすい教室等はコロナ感染対策として換気がとても重要です。エアコンの使用時は窓を閉め、換気する場合は大きく窓を開けるなど、相反する行動を心がける必要があると思います。子供たちが快適に学校生活を

過ごせるよう、夏本番を前にどのように注意を払い、対策を取っていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

現在、市内の小・中学校におきましては、全ての普通教室と一部の特別教室にエアコンを設置いたしております。この夏の暑さの中でも快適に学習が行われております。

各学校では室温が28度以上になったら、室温が25度から28度になるように運転をすることといたしております。これは市内でマニュアルを統一して決めていることでございます。

先ほどありましたように、エアコン自体は空気を循環しているだけです。換気をいたしません。そこで、常時換気というのを勧めております。10センチから20センチ程度を目安として、教室の廊下側と外側の窓側、これが対角線になるように常時開けておくというような指導をいたしております。教室を閉め切っているときと比べるとエアコンの効きが悪いんですけども、昨日もそう気にはならず生徒たちは学習をいたしておりました。

これからまだまだ暑くなってくると思いますので、学校のエアコンの有効な活用と換気については、今後も注意を払っていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。

それでは次に、35人学級の実現について質問をいたします。

公立小学校の1クラス当たりの上限人数を35人まで段階的に引き下げることが本年3月末の参院本会議にて全会一致で可決をいたしました。事前に資料で鹿島市内の小・中学校のこれまでの1クラスの人数の推移と今後の計画について頂いております。

私が子供の頃、1960年代から1970年代においては、1クラスの人数がほぼ40人以上、四十二、三人ぐらいだと記憶しております。35人学級になることで、コロナ感染対策としても3密を避けるなどの効果が期待でき、少人数になることで、教師が児童により目配りができるようになることも期待できます。

35人学級の目的、意味をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

35人学級、学級編成の問題につきましては、特に昨年度、コロナ禍ということで、文部科

学省は30人学級にできないかというようなことが話題になっておりましたが、最終的に財務省が予算の関係、あるいは学級の人数に対する効果等々ありまして、最終的には本年度から5年間をかけて小学校の35人学級が実現したということになりました。

35人学級の目的といたしましては、急速なグローバル化、情報化等の社会の変化や、子供たちの多様化の一層の進展、また、新型コロナウイルス感染症の発生等も踏まえて、子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育に転換し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能にするというところであります。

具体的には、1学級当たりの児童数が少なくなることで、一人一人の理解度や興味、関心を踏まえたきめ細かな学習指導を実現する、あるいは児童・生徒の発言、発表の機会が増え、授業への参加がより積極的になる、教員と児童との間の関係がより緊密化し、一人一人の子供たちに目を向けやすくなるというようなメリットがございます。その結果として、学力の向上やいじめ、不登校等の生徒指導上の課題の早期発見、早期対応につながるということが考えられます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

35人学級に向かっていくことで、多くのメリットがあると期待をしております。

少子化の時代、児童・生徒数も年々減少傾向にあります。35人学級の実現に伴い、クラスの数や教職員の人数に変化はあるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

35人学級が2年生まで実現をいたしました。そして、佐賀県は本年度に限りということなんですけれども、3年生も35人学級でということになっております。

それで、鹿島市の現状を申しますと、この35人学級、いわゆる36人から40人の学級が恩恵にあずかるということになります。現在、2年生以下の学級については2クラス、北鹿島小学校の1年生、古枝小学校の2年生が該当しております。

今後、就学前の児童数を見てみますと、それほど大きな増加は見られないというような傾向です。現状が鹿島市内の小学校の通常学級の平均人数が24人ですので、先ほど申しましたように、36人から40人に該当する学校が非常に少ないということです。

これらのことから、今回の35人学級の導入に伴う鹿島市内でのクラス数の大幅な増加とか教職員の大幅な増加というのは、ほとんど影響がないという現状でございます。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

I C T環境整備がほぼ完了し、これから児童や生徒が情報端末を使いこなすための基本的な操作能力をはじめとする情報活用能力が大きな課題となってくると思います。

全国的には35人学級に向け、より一層教師の児童に対する目配りが重要になってくると同時に、いまだに減ることがない不登校やいじめなどの課題解決に向けての取組が大変重要になってくると思っております。この点について、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

これまで答弁をいたしましたように、I C Tという学びの一つの道具や環境が整ったものの、まだまだ学校教育には様々な課題があるのが現状でございます。

義務教育の目的は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことでございます。要するに、自立した人間に成長するための基礎づくりを行う段階でございます。そのためには、学校教育として、これは義務教育として中学校を卒業するまでに、知・徳・体のバランスが取れた生きる力を育てることが必要だと思っております。

学力や体力とともに、この生きる力の基盤として、常々私が校長や学校に児童・生徒に伝えてほしいということとして、3つのことをお願いいたしております。1つ目は、命を大切に。2つ目は、思いやり、序の心を持つ。3つ目は、自分の学校やふるさと鹿島に愛着を持つ、誇りを持つということでございます。

御指摘のとおり、不登校やいじめにつきましても課題がございます。そこには一人一人の児童・生徒や事象にいろいろな事情があり、丁寧な対応が求められております。大人へ向けて成長していく過程の中で、どこの学校でも起こり得るという危機感を持っております。課題解決へ向けて基本的なこととして、1つ目は、早期発見、早期対応。2つ目は、スクールカウンセラー等の外部人材との連携。3つ目は、児童・生徒や保護者とのコミュニケーションの継続、丁寧な対応です。このようなことを各学校にお願いしております。学校と教育委員会が連携を取りながら、課題解決へ向けて今後も努力をしていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

これからの学校教育が、本当にいじめや不登校などが減って、いい方向に向かっていくことを期待しております。

以上で学校教育についての質問を終わります。

次に、大きな2項目めの質問であります若者の孤独、孤立対策について、一問一答で質問してまいります。

先ほど総括質問に対する答弁にもありましたように、今回、第3次子供・若者育成支援推進大綱では、コロナ禍で深刻化する孤独、孤立対策を柱に掲げてあるのが大きな特徴です。とりわけ、自殺やひきこもりなど様々な社会問題に共通する背景として、孤独や孤立があると強調しています。

事前に資料として、鹿島市での自殺やひきこもりの過去5年間の推移を年代別、男女別に把握されている範囲で提出をしていただいております。鹿島市内の自殺者の推移におきましては、過去5年間累計で、男性が18名、女性が3名、合計21名、中でも平成28年がピークで7名となっておりますが、圧倒的に男性が多く、年代別では40歳代以上が多くなっています。

また、ひきこもりの調査では、これは佐賀県で調査があった平成29年度、鹿島市内のひきこもりが34人と発表されておりますが、実際にはこの数字よりも大分多いのではないかなど推察します。それと、ひきこもりに関する相談件数が延べで、過去3年間で何と1,504件あっております。年間平均で約500件もあります。このように、自ら命を絶ったり、あるいは社会進出を果たすことができずに引き籠もっている現状を目の当たりにし、やりきれないような気持ちになります。

鹿島市として、このような自殺やひきこもりの現状をどのように捉えて、今後どう対応を打っていかれるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

それでは、鹿島市のここ数年の自殺とひきこもりの現状と今後の対策を申し上げたいと思います。

現状につきましては先ほど杉原議員から申されましたので、特徴だけ申し上げますが、鹿島市の自殺の特徴といたしましては、男性の自殺者が多い傾向にあり、年代は60代以上の高齢者が多く、生活苦や介護の悩み、将来への悲観が重なり、自殺につながるケースが多くなっております。一方、若い世代の自殺者ですが、10代はお一人、20歳代はゼロ、それから、30歳代がお一人となっております。

次に、自殺対策ですが、令和2年3月に策定をいたしました鹿島市自殺対策計画に基づき、5つの基本方針に沿って取組をしております。

1つ目は、地域におけるネットワークの強化、2つ目は、自殺対策を支える人材の育成、3つ目は、住民への啓発と周知、4つ目は、生きることの促進要因への支援、5つ目は、児

童・生徒のSOSの出し方に関する教育及び生きる力を育む支援でございます。

この基本方針に沿って、介護職員等に対する自殺の危険性のある方へ対応する研修であるゲートキーパー研修や、心の健康相談、あるいは障害者支援相談員など各種相談員による相談業務、関係機関の連携による支援を実施しております。計画で掲げております、誰も自殺に追い込まれることのない社会と、ともに支え合う鹿島市の実現を目指して、自殺対策を進めているところでございます。

続きまして、ひきこもりの現状ですが、その前にひきこもりの定義を御説明いたします。

学校や仕事に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態、時々買物などで外出することもあるという場合もひきこもりに含めることとしております。

それでは、ひきこもりの現状ですが、平成29年度に県全体の調査が実施されております。民生児童委員の皆様にご協力いただき、平成29年度のひきこもり人数が集計されております。人数につきましては、先ほど議員のほうから説明があったとおりでございます。

内訳としましては、男性22人、女性8人、性別不明4人で、年代別では10歳代が3人、20歳代が3人、30歳代が6人、40歳代が7人、50歳代が9人、60歳以上が5人、年代不明が1人となっております。

平成30年度以降は、社会福祉協議会、家庭相談員、障害者支援相談員等に調査を依頼しまして、県調査以降の相談延べ件数、関係機関が関わった件数を計上していただきました。平成30年度は459件、令和元年度は655件、令和2年度は390件となっております。そのうち、社会福祉協議会の関わりが一番多く、全体の59%、次に家庭相談員が19%、次に障害者支援相談員が17%でございます。その他が5%となっております。また、ひきこもりは男性が多く、年代別では10代から30代への関わりが多くなっております。

次に、ひきこもり対策ですが、ひきこもり状態にある方やその家族の支援につなげるため、社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業を委託し、生活お困り事相談窓口を開設していただいております。相談窓口には、生活困窮のほか、様々な内容の相談が寄せられておりますが、若者のひきこもりなど、御家庭の問題は福祉課の家庭相談員等と連携して対応しております。まずは本人との信頼関係を築きつつ、対話をしながら、少しずつ外に出していく努力を粘り強く続けていくこととなりますが、基本的には武雄市にありますたけお若者サポートステーション、通称たけおサポステや、佐賀県ひきこもり地域支援センターさがすみらいに支援をつなぐようにしております。

これらの施設は、NPOスチューデント・サポート・フェイスが佐賀県からの委託を受けて運営されており、15歳から49歳までの様々な理由で働くことに悩みを抱えている方を対象として支援が行われております。そこでは公認心理士や臨床心理士によるカウンセラーをはじめ、職業体験や就労支援、ボランティア活動と各種セミナーが受講できるようになってお

ります。また、自立に向けた活動を支えるための居場所が併設をされ、一人一人の状態に合わせた伴走型の支援が行われており、学校で不登校となっている児童・生徒に対しても、学校からも直接武雄のサポステに支援がつながれることが多いようでございます。

一方、15歳以上の子供や若者に対しましては、相談員が県内高校の通信制を勧めたり、社会性を身につけさせるためアルバイトをお勧めしたり、就労につなげていくため車やバイクの免許を取得したりと、様々な形で相談員が関わっており、その人の状態に合った自立へのステップをしっかりと踏んでいくことで本人の自立を促しております。

ひきこもりを立ち直らせるためには大変な時間と労力がかかると言われておりますが、実際に相談員等の関わりで立ち直った事例もたくさんありますので、今後とも様々な関係機関と連携し、継続して支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

詳しく答弁をしていただきありがとうございます。

この資料によれば、市内のひきこもりの過去3年間、相談件数が1,500件あまりのうち、10代、20代で全体の約64%、30代まで含めると約85%、この若い世代の相談が圧倒的に多い状況でございます。特に、若者のひきこもり、孤立対策が急がれているのではないかなと思っております。また、日本の15歳から39歳の死因では自殺者が最も多く、特に昨年、2020年には小・中・高生の自殺者が過去最高となり、コロナ禍の影響も懸念されています。

また、今回の子供・若者育成支援推進大綱では、祖父母や親、兄弟などを世話するヤングケアラーへの支援も焦点となっています。

大綱では、実態調査を踏まえ、課題を検討し、必要な取組を推進するとあります。鹿島市でもヤングケアラーの実態調査を行って、今後、本格的な支援をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、ヤングケアラーの定義でございますが、厚生労働省によりますと、法令上の定義はありませんが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供で、本人の育ちや教育に影響がある状態であるとされております。

このような定義に基づき、これまでの鹿島市の相談事例では該当するケースがありました。現在は解決をしておりますので、今のところ鹿島市の各種相談員による相談体制でお受

けた事例の中ではヤングケアラーに該当する事例はないものと考えております。ただし、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人、家庭に自覚がないといった理由から表面化しにくい問題でもありますので、関係機関の認知度向上とともに、実態調査は必要だと考えております。実態調査につきましては、関係機関とどのように進めたほうがいいのか協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今のコロナ禍で自宅にいる時間が長くて、しかも、少子高齢化の時代でもあります。祖父母をはじめ、親、兄弟を支える若い人々が増えているのが現状ではないでしょうか。なかなか本人からは恥ずかしさもあるのか言い出しにくいこともあると思いますし、表面化しにくい問題ではありますが、このヤングケアラーへの支援はこれからますます必要になってくるのではないかと考えております。なかなかうまくSOSを出すことができない子供や若者たちも多い中、社会福祉協議会、社協、また、民生委員や児童委員の方々とも協力をしながら、相談体制の充実や孤立を防ぐ居場所づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

子供や若い人たちへ寄り添い、関係機関との連携、協力を今後さらに強化する必要があると思いますが、この点についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

現在の相談支援体制につきましては、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、児童相談所、医療機関、福祉サービス事業所、警察など様々な関係機関との連携により支援につなげているため、ヤングケアラーにつきましても十分に対応できるというふうに考えております。

今後は、ヤングケアラーに対する関係機関の認知度の向上を図りながら、要保護者等対策地域協議会を中心といたしまして、様々な関係機関と連携を図ってまいります。特に、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校との連携を深めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

若者の孤独、孤立対策の観点から、次に社会教育についてお尋ねをいたします。

文化や芸術、スポーツなどに親しむことで、日常生活を楽しく価値あるものにしていくことができます。また、このような機会をもっと提供していくことで、自殺やひきこもりを減らしていく効果もあると考えますが、あいにく昨年からのコロナ禍で、各種行事、イベント等の中止や延期、縮小が続いております。

エイブル内での現在のイベント等の実施状況及び中止や延期になったイベントや発表会などについてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

現在のコロナ禍でのエイブルで予定されていたイベントの開催状況ということですが、これまで政府は緊急事態宣言を3回発出しておりまして、1回目が令和2年4月7日から5月25日、2回目が令和3年1月8日から3月21日、3回目が令和3年4月25日から現在もそうでありまして、この緊急事態宣言の期間につきましては、軒並み市内で計画をされておりました様々な事業やイベントなどは中止となっております。

それから、令和2年度にエイブルで予定されていたイベント等で延期、または中止になったケースですが、各々のイベントの性質上、複数回の延期があったり、延期から中止になったりするなど、非常にデータの整理が煩雑になっておりますので、令和2年度のエイブルの貸館のキャンセル件数ということでお答えをいたします。

エイブルのホールですが、令和2年度は予約の件数が214件ありました。このうちキャンセルが86件、音楽スタジオにつきましては予約が471件、これに対してキャンセルが85件、調理実習室につきましては予約が80件、キャンセルが27件、そのほか研修室や和室、いきいきルームなど、予約件数としては1,187件、そのうちキャンセルが239件ということでしたけれども、全体では1,952件の予約があった中で、キャンセルは437件、このような状況でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

そしたら、コロナ禍以前と比較して、昨年、令和2年度のエイブルの利用件数、そして、利用者の増減はどのようになっているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

エイブルの前年と比較した利用件数、利用人数の増減ということですが、先ほど主

なものとしてお答えをいたしました、例えば、ホールにつきましては、平成31年、令和元年度の利用件数が199件ありました。これに対して令和2年度は130件となっております、前年比およそ65%程度の利用状況となっております。しかし、利用人数を比較しますと、令和元年度については2万1,851人の方々に利用いただいたんですけれども、令和2年度は8,340人ということで、40%を切るような利用の実態がございます。それぞれ音楽スタジオにつきましては、令和元年度500件に対して令和2年度が386件、調理実習室につきましては、令和元年度が87件の実績に対しまして、令和2年度が53件、それぞれその他の施設も含めると、実質令和元年度の利用件数の合計というのが1,900件ありました。令和2年度がこれに対して1,519件、しかし、先ほど申し上げておりますとおり、人数についてかなり減っております、令和元年度のトータルの利用人数が5万893人に対して、令和2年度は2万4,554人ということで、半分以下の利用の実績となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。

鹿島市の大型イベントでもあります酒蔵ツーリズム、ガタリンピックに続いて、鹿島おどりも2年連続で中止となり、コロナ禍で致し方ないと思いますが、非常に残念でもあります。何となく沈みがちなコロナ禍にあって、人との触れ合い、交流を皆さん本当に待ち望んでおられることと思います。待望の新市民会館の建設が始まりました。完成予定の来年秋頃にはコロナが完全に終息し、盛大にイベント等が行われることを期待しています。

最後に、若者の孤独、孤立対策として、社会教育の役割も非常に重要だと思いますが、担当課の考えをお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

社会教育事業として、生涯学習課であったり、エイブルであったり、公民館あたりが独自に、また連携して行う小・中学生や若者向けの事業は様々ございます。例えば、コンサートや映画の上映、ヨガ教室、韓国語教室、有明海に関する市民講座、親子でのお菓子づくり教室、そのほか地区の行事と抱き合わせた着つけ教室でありますとか、体育協会事業のナイターソフトバレー、あるいはスポーツ合宿による子供たちを対象とした陸上教室などもそうですし、事業ではございませんけれども、図書館の書架コーナーに就職活動コーナーや心の健康コーナーが設置されているのも同様の取組だというふうに考えております。

これらは若者の孤独、孤立対策の直接的な目的にはなっていないかも知れませんが、様々な社会教育事業などに取り組むことが結果的に、若い人に限らず、市民の皆様が社会からの疎外感や孤独感を感じずに日常生活を楽しんでいただける、そんなお手伝いになればというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

現代はネット社会とも言われておりますが、以前より人とのつながりや感動が薄れてきたようにも感じております。その結果、ひきこもりや孤立する若者が増えてきているのではないかと思います。

改めて人とのつながり、社会参加、そして、社会教育の重要性を訴えまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 再開

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告いたしております件について質問を進めていきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が発生してから1年半、とどまるところを知らずに、いまだに日本国内はもちろんですが、世界中に蔓延しています。

このような中で、昨日は国会において、菅内閣退陣不信任決議案が衆議院に、野党4党、つまり日本共産党、国民民主党、立憲民主党、社会党によって共同提案されました。不信任の理由は、1つは、新型コロナ対策に失敗したこと、2つは、国民には長い間我慢を押しつけながら、感染リスクを拡大すると言われるオリンピック、パラリンピックを何が何でも強行しようとしているということです。決議案は自民、公明、維新によって否決されました。今、国民世論はオリパラよりコロナに集中してもらいたいとの声が広がっています。もちろん、私もオリパラは中止すべきだと思います。

さて、コロナによる市民への影響は、感染は少なくとも市内の市民の生活は先の見通しの立たない事態が続いています。飲食店関係はもちろんですが、1次産業をはじめ、全ての営

業が成り立たない、交付金制度など利用していますかと尋ねたら、せっかくの交付金も何の足しにもならないとおっしゃった店主の方もありました。また、あるお菓子屋さんに行ったとき、どうですかと尋ねたら、落ち込みはひどいです、行き来ができないので里帰りする人も少なく、土産物がさっぱりです、それに冠婚葬祭が取りやめになったり縮小したりで、これまた大きな打撃ですよ、いつまで続くんでしょうね、収入はなくても公共料金など支出は変わりませんから、やってはいけません、早く落ち着いてもらいたいですよと怒りを込めておっしゃいました。

さて、コロナに関して経済問題も緊急課題が山積みしていますが、私は今回、感染症についてお尋ねをします。

まず、鹿島市においても既に感染された方が40件超えました。誰もが心配な中で生活していますが、私は今回、保育園、小・中学校、高齢者施設の問題でお尋ねをします。

全国的に高齢者施設、小・中学校、保育園などで集団感染が発生しています。どこの施設においても十分な感染の予防対策をされていたと思いますが、見えないウイルスが襲っているわけです。

まず、感染予防について、施設内の掃除や消毒などは十分にされているようですが、それに携わる人たちの問題です。例えば、保育園などは、保育士さんは園児が登園すると帰るまで付ききりのお世話で、コロナのなかったときでもくたくたになるまで働くという仕事ぶりだったと聞いております。それに加えて、今回、コロナの発症により園児の感染防止対策、さらに園内施設の清掃並びに清拭、つまりいろんなところを拭いて磨くことですね、それやら、消毒など園児の帰宅後も大変な状況が続いていると聞きます。このことは学校、高齢者施設でも同じことだと思います。

まず、それぞれの公共施設で職員が感染防止対策にどのように携わっておられるのかをお尋ねいたします。

次に、ワクチン接種の件ですが、これは私は一貫して職員の人たちのワクチンを急がなくてはいけないということを訴えてまいりましたが、この通告を出した後、状況が変わりました。

ちょうど昨日ですが、市のほうからワクチン接種についての通知を頂きました。その通知の中に、優先接種職種ということで、保育所など私が上げております件についての接種が決まったということで、この文書を見ますと、7月5日に発送して、接種券が届いてからということで、接種予約の開始が7月12日ということで出されました。ああ、よかったなと思いますが、しかし、私は本当に急がなくてはいけないことで、もっと早くできればしていただきたいと思うんですが、この件については一応質問は了としたいと思います。

その件でもう一つですが、それぞれの施設でただ単に保育士さんとか直接子供に携わる人たちだけでなく、そこに関係して働いている皆さん全ての人にこの接種ができるのかどうか、

それをやらないと私はいけないと思います。何でこれを言うかといいますと、昨年のことですが、ある医療機関で医療に携わる直接の人たちはそれなりの対応がされたけれども、そこに入っている清掃その他の人たちには全くそういうことがなかったということを知ったことがあります。それでは同じ働く人たちとして許せないことだと思いますし、そこからいろんなことが出てくるおそれもありますので、そこで働く全ての人たちに優先接種をしていただけるかどうか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

次に、PCR検査の件ですが、コロナウイルスについては症状がなくても陽性の人があると聞きます。このことを考えると、ワクチンだけに頼るのではなく、PCR検査を受けることも必要だと思います。市民の皆さんと話をすれば、病院において検査を受けたという方に何人かお会いしました。非常にお金もかかるようですが。

そこで、市民の皆さんもですが、まず公共施設、保育園、学校、高齢者施設などで働く全ての職員のPCR検査を市が責任を持って取り組むことが急がれると思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

さて、私はそのほか、今回は原発事故時の避難問題、それから生理の貧困問題、JR長崎本線、それから田澤記念館の存続について通告をしておりますが、最初、コロナ問題が終わった後、一問一答で質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは私のほうからは、保育所、小・中学校、高齢者施設の感染予防対策についてということで、これについては高齢者施設の件につきまして、あと保育所、小・中学校、高齢者施設職員のワクチン接種について、3番目にPCR検査の実施についてということで御説明いたします。

まず、保育所、小・中学校、高齢者施設の感染予防についてでございますが、高齢者施設につきましては県の所管となりますが、コロナ感染の始まった昨年春には県から市が備蓄するマスクや消毒液を高齢者施設等へ配付するよう要請がございましたので、そちらのほうに協力を行っております。

高齢者施設のほうへ、施設の環境整備、室内、器具等の消毒の実施等についてお尋ねを行っております。このことについては感染対応マニュアルに基づき施設従事者で対応を行っているということでございました。こういうふうな業務が増加したことで、以前と比べてお仕事をなされる方の業務は増加しているものと考えております。

このような事実を考慮いたしまして、佐賀県では医療、介護、福祉、保育等の最前線で働いていらっしゃる方々に対し、感謝の気持ちとエールを送ることを目的に佐賀型エール支援金の支給を行われております。

また、市といたしましても、環境整備に対する支援とはなりません、高齢者等の感染予防対策として、高齢者接種の中でも高齢者施設入所者及び施設従事者への接種を最優先に実施し、感染予防対策に努めているところでございます。現状、高齢者施設等入所者及び施設従事者の多くが2回目の接種を完了されているところでございます。

続きまして、保育所、小・中学校、高齢者施設職員のワクチン接種についてということでお答えいたします。

高齢者施設等職員のワクチン接種については、施設内でのクラスター感染が懸念されることから、高齢者施設等入所者に併せ優先接種のほうを実施しております。高齢者施設、障害者施設の従事者で接種を希望される方の接種は、ほぼ完了しております。

保育所の職員、高齢者施設におけるデイサービスやホーム職員については、現在、集団接種の余りワクチンを優先的に接種する対応も行っております。

今後の計画といたしまして、65歳以上の高齢者に次ぐ次の接種対象として基礎疾患のある方々に加え、60歳から64歳の方、保育園、幼稚園の職員、小・中学校職員及び学童支援員、高齢者施設等に従事している職員の方、あと訪問介護職員、ごみ収集、し尿くみ取り職員に対して接種を行うことを計画しております。

先ほど松尾征子議員から、高齢者施設や保育所等の職員全員が接種の対象になるかという御質問がっておりますけれども、このことについては全員が対象ということでこちらのほうでは考えております。

続きまして、PCR検査の拡充についてということですが、まず、医師会が運営されている南部地区PCR検査センターについて御説明いたします。

鹿島・藤津地区医師会、武雄・杵島地区医師会は、佐賀県の協力の下、住民の不安解消と院内感染拡大を目的として、新型コロナウイルス感染症の検体採取を行う南部地区PCR検査センターを昨年12月から開設されております。検査の対象は、杵藤地区管内の診療所、病院により、診療の結果、新型コロナウイルス感染症の検査が必要と認められた方について病院より紹介された方でございます。この検査は保険適用の検査となります。

また、県内における保険が適用されるPCR検査環境は、県と医療機関の契約により整備拡充が進んでおります。昨年11月に開催されたGM会議において、県内248医療機関との契約を行っているとのことでしたので、現状ではそれ以上の検査体制が整備されているものと考えております。これらのことから、地域で対応できる検査体制の強化が進んでいると考えております。

また、このような中、現在、感染予防対策として最も有効とされるワクチン接種を開始しておりますので、現状、PCR検査の拡充に関する施策は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課からは、保育所の感染対策についてお答えをいたします。

新型コロナ感染拡大になってから、これまでなかった業務により保育士等の業務は増加をしております。業務といたしましては、登園時に必ず検温を行いまして、児童の体調を確認することが重要となっております。こちらは職員も同様でございます。

また、感染症対策において、手洗い等により手指を清潔に保つことが最も重要であるとされておりますので、児童には登園時、それから昼食前、外遊び後には必ず手洗いをさせております。これにつきましては、保育所の感染対策として厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインに基づき行われております。

さらに、子供たちはマスク着用の徹底、あるいは一人一人の間隔を保つことが難しいため、定期的な換気も重要となっております。また、行事等により室内で多くの子供たちが集まる場合には、小まめな換気が必要となっております。

そのほか、子供たちがよく触るおもちゃやドアノブ、それから机などについては定期的に消毒をしていただいているということで、業務としてはかなり増えているんじゃないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

私のほうからは、小・中学校の感染予防についてお答えいたします。

小・中学校においても、基本となる石けんでの手洗いやマスク着用によるせきエチケットの徹底、教室の換気といった感染対策、それらに加えて、ドアノブや手すり、スイッチなど大勢がよく手を触れる箇所を中心に校内の消毒作業を行っております。

消毒作業に当たっては、コロナ交付金で配置ができておりますスクール・サポート・スタッフという支援員の方がいらっしゃいます。その支援員の方と学校用務員さんたちを中心に対応してもらっておりますので、教職員の方の単純な負担増ということにはならず済んでいるところです。

また、コロナ交付金によりまして、学校の規模に応じまして、昨年度は1校当たり1,000千円から2,000千円、今年度は800千円から1,600千円ということで予算をつけてもらっておりますので、各学校で換気対策用の扇風機とかサーキュレーター、また、密を避けてオンライン集会を行うための器材とか、消毒等の消耗品とか、非接触型の体温計などを購入しまして、児童・生徒が安全な学校生活を送ることができるように感染予防に取り組んでいるところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

結局、コロナの感染防止の掃除その他ですね、学校の場合は今おっしゃいましたようにスクール・サポート・スタッフということで予算も組まれて、そういう人たちが拭き掃除とかいろんなことをなさっているということで安心しますが、問題は保育所です。

先ほど御報告がありましたね、さきに私も言いましたが、子供たちを見るだけでも普通でもくたくたになるような仕事をなさっているのに加えて、感染防止のためのいろんな仕事を保育士さんがされているということ、これは本当に大変な仕事だと思うんですよ。その辺について、この保育所についても学校みたいにそういう専門の方たちを置くということが私は大事だと思うんですよ。やっぱり保育士さんたちが十分な体力がなければ子供たちを見るのも大変ですよ。その辺について、ぜひ予算を組んででも専門のスタッフを置くということをお早急にしていかないと、これは本当に大変な状況になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

保育所の感染対策の専門のスタッフをとというような御質問でございます。

保育所の感染対策に関する支援といたしましては、令和元年度から保育環境整備事業を実施しております。これまで保育所、認定こども園、認可外保育施設には第1次分として16施設に約6,230千円を支給しております。それから、第2次分として、16施設に約6,470千円を、また、令和3年度分といたしまして18施設、7,800千円の予算を確保しております。この事業は、保育士の感染対策に係る時間外手当などの人件費のほか、非常勤職員を雇用した人件費も対象になります。

これまで保育所等への支援を行ってまいりましたが、やはり園の規模とか職員数などそれぞれ状況が違いますので、市が直接雇用して配置をするよりも、これまでどおり国の補助事業である保育環境改善事業により対応したほうが園としても動きやすいのではないかとこのように考えております。

さらに、令和元年度から保育士の業務負担を軽減するため保育体制強化事業を実施しております。保育に係る周辺業務ですね、そういったものの活用をする人材を雇用する事業とか、あと保育士の業務負担自体を軽減する、また、離職防止を図ることを目的といたしまして、保育士の補助を行う人材を雇用する保育補助者雇上強化事業などを行っております。これらの事業を組み合わせれば、保育現場のさらなる負担軽減が図られるも

のというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今までそれぞれ6,000千円、7,000千円というようなお金が出ているようですが、私は保育士さんたちの、今まででも大変なのに、別の仕事はさせないでほかの方たちにはお願いするという体制を取ってくださいと言ってありますが、これは市から雇わんでもいいわけで、お金をやってあるならそれぞれの保育園で対応していいと思うんです。

じゃ、今までそういう目的でやったお金を何に使われたのか、そういうことに携わる人件費に使われたのか、そういう調査をされていますか。具体的に私が提起しているような人たちの雇用とかされたところがあるのかどうか。お金をやっつけんするだろうでは駄目だと思います。最後まで、どのように使われてきたのか、保育園によってやり方は違うと思いますが、私が今言っているのは、この大変な時期に保育士さんたちの大変な仕事を何とか軽減しなくちゃいけない、これは特別お金をやったからといって解決できるものじゃないんですよ。女性の体力のことを考えてくださいよ。

だから、その辺については具体的に、じゃ、今まで3年間やってきたお金を使ってそういうことが少しでもされた保育園があるのかどうか、それが具体的にあるのなら教えてもらいたいし、そういうところを一つ一つチェックするのがあなたたちの役割じゃないんですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

保育士の業務を軽減する雇用がなされたのかというような質問だったと思います。

まず、保育補助者雇上強化事業については、平成30年度から始まりまして、徐々に取組が増えております。雇用も増えております。こちらについては保育士の業務を負担軽減することが目的でございまして、平成30年度は1園、平成31年度は2園、令和2年度が3園、実際雇用をされております。

それから、保育体制強化事業につきましては、これは周辺業務ですね、清掃とか遊具の消毒、それから給食の配膳だとか、あと寝具の用意等につきましても、平成31年度から始まりまして、平成31年度は2園、令和2年度も2園、令和3年度につきましては5園の申込みをいただいております。

それからさらに、保育環境改善事業につきましても、第2次分、令和2年度に12月補正を行いましたけれども、こちらで短時間勤務の保育士の雇用だとか、危険手当という形で保育士さんに手当を出したり、それから、今後さらに活用していただく予算といたしましては、

令和3年度の7,800千円の予算を確保しておりますけれども、予定としては18施設が手を挙げていただいております。

人件費の割合を5割以上は必ず取ってくださいよというような制約がありますので、こちらについては令和3年度の保育環境改善事業につきましては、人件費で支出される園がかなり多いのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

すみません、もう少し言いたいけど、時間が後がありませんのでね。その件については、それぞれの保育園でどういう対応がされたのか、どれくらい雇われて、どうされたのか、具体的な数字の提出を後でしてください。

それから、PCR検査の件です。先ほどから申し上げておりますが、全く無症状であっても感染陽性の可能性がある人もあるということですね。そういうのですから、例えば、学校の先生だとか保育士さんたち、もし何かあったときに、そこでコロナが発生して集団発生にもなりますと、これは本当にそこだけの問題じゃない、全体的な家庭の問題もいろいろ出てくるわけですよ。

ですから、先ほどのお話があつておりますが、まだそういうところ、具体的なものが出てきておりませんが、PCR検査を市が責任を持つてするという対応をぜひお願いしておきたいと思つています。これもちょっと時間がありませんので進みたいと思つています。

コロナ問題で最後にしたいと思つています、私は昨年からずっと鹿島市に保健所をとつことを言つてきました。この件については昨年から市長ともいろいろ論議して来たんですが、私はここで実際にあつた問題を皆さんに報告して、やっぱり保健所が必要じゃないかというこつで提起をしていきたいと思つています。

6月の初めに、ある会社でコロナが発生しています。鹿島じゃありません。そこで、発症した次の日にはっきりコロナというのが分かつて、そこで働いている従業員の人、濃厚接触者ということで自宅に帰され、その家庭の人たちも一緒に自宅待機ということになりました。その家庭は5人ですかね、4人ですかね、いらっしやるわけですけど、すぐにでも検査をしてもらいたいということで保健所に連絡されると、手が回らんから対応できないと言われ、民間の検査所、福岡に依頼をしてくださいということで、キットというのですか、これが送られてきて、それで検査をすることになったそうです。その家庭はそれぞれが一軒の家で一部屋一部屋、別々に暮らすような生活をしたとおっしゃっています。そういう中で、私が保健所がなかけんねと言つたのを思い出したということで、私にその実態を文書で送つていただいて、それを今持っています。

それで、福岡に頼めということで、その次の日、キットを取りに来られたそうです。そのキットは購入で1本4千円ぐらいしたそうですが、それも残りが少なくなってきたという結果。その結果を聞こうと思って次の日に連絡をすると、保健所に連絡してらうと、福岡在住の人を優先、24時間でせんといかんと、ほかの県の方は48時間後ですからということで、明日しか分からないというようなことだったそうです。

そして、いろいろありまして、次の日に連絡したけど、手が回らないのか、全く連絡がないということですね。それで、私のほうに連絡がありました。そのことが起きてから四、五日たつんですね。私もどうしようもなかったので、うちの日本共産党の県議会の武藤明美に連絡をしました。武藤明美県議から県のほうに連絡をしてもらって、そして何と、その次の日に保健所に検査に来るようにという連絡があって、検査に行かれたわけですが、幸い陰性だったのでよかったわけですけど、ほぼ1週間です、家に閉じ籠もりです、検査ができないばかりに。この周辺でそういう事態が起きているんです。

やっぱり私は、この地域、武雄、鹿島を含んで、その周辺に1つしか保健所がない。そして、ここでもコロナは出ているわけですから、保健所の方は本当に今手が回りませんとおっしゃるのは当然のことだと思いますが、しかし、周りの人は大変なんですよ。私はこの実態を見たときに、本当に去年から私は鹿島市に保健所、保健所がすぐできなくても出張所かなんか、そういう類のものでもつくって対応するようなことをしておかなくちゃいけなかったんじゃないかという気がしてなりません。ただ、実際にこういうことがあっております。保健所を今すぐ造れと、できないのは当然のことですよ。しかし、これは言っていないとできない。

それと、私は本当に今回、武藤明美県議ともよく話しますが、武藤明美県議が保健所が必要だと、鹿島にも必要だと言っていると。県は何とおっしゃったか。鹿島からは一回も保健所が必要だということを言ってきていないとおっしゃっているんですよ。これだけ私は嫌というほど議会でも言っているんですよ。それを県に通じていない。私たちが何のためにここで本当にこういうことを言わなくちゃいけないか、残念でなりません。私は県のほうにも少し、鹿島もこがん話の出よとばいぐらひの話が出とったかと思いましたが、知事はそういうことを言ったそうなんですよ。皆さんどうですか。この大変な中になってからこういうことを言わなくちゃいけないんですかね。しかし、現にこういうことがあっております。私はこれに対しては、いろいろ答弁は要りませんが、ぜひこれを機会に鹿島市に保健所を考えようということをおっしゃってください。どうせ答弁は同じことの繰り返しになると思いますので、答弁は求めません。

市長、私はあなたを信じて、ここでこれだけは言わせてください。お願いします。いろんな理由は分かりますよ。昨年の議事録をいっぱい見ていましたが、腹立たしくなることがいっぱいありました。しかし、私はそれはいいです。とにかくここにつくる体制を、出発点

をつくりましょうよ。そのことだけを私は保健所の問題では言っておきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に行きます。玄海原発事故発生の際の避難問題についてです。

近年、自然災害が立て続けに日本全土を襲っています。鹿島市もこれまでひどい被害もなく、住みよいところだと安堵しておりましたが、去年は台風や豪雨によって多くの市民が田畑、家屋をはじめ被害に遭い、いまだに復旧ができないところもあります。遅ればせながら被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、この災害において、市民の命を守ることが一番です。そのためには災害が起きたときの避難をどのようにするのかということをおぼろげに私たちはまず考えます。

さて、私はこの件で、今回は自然災害ではなく、玄海原発で事故時の避難問題を質問していきたいと思います。つまり、原子力災害時の避難問題です。

原子力災害は風水害、地震、火災などとは違い、目に見えない、臭いもないというように、体に全く感じるができないものだと聞いています。原子力発電所で事故が起きた場合は、周囲に放射能物質が放出されるおそれがあり、放射能物質は雲のような塊になり移動すると言われています。それらが地面に落ち、放射能物質から放射線を直接体に受ける、つまり外部被曝、さらに野菜などについたものを呼吸、食べ物、飲み物、傷口から体内に入り、内部被曝を受けることになると言われています。

玄海原発で災害事故が起きた場合は、佐賀県は5キロから30キロ圏内が緊急防護措置を準備する区域に指定していると思います。地域でいえば、唐津市と伊万里市が避難指定区域に入っています。そして、鹿島市は伊万里市の避難が指定されています。ただ、事故が起きた場合、放射線は指定地域だけで収まるのでしょうか。

以前、玄海町から風船を飛ばしてどこまで流れるのか実験がされました。風船は鹿島市を通り越して太良町まで飛んでいった実績があります。これを考えると、鹿島市も伊万里からの避難を受け入れるだけでいいのでしょうか。このことを考えると、鹿島市としても避難する必要があり、具体的避難計画が必要だと思いますが、鹿島市はどのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

私は、今回初めて「原子力防災の手引き」というのをよく読ませていただきました。今年もらっていたんですが、本当に恥ずかしながら隅々まで勉強しなかったんですが、これを見るときに、自然災害とはまた違って、これだけでは私たちはどうにもならないということを感じました。皆さんたちにしっかりと学習してもらって、こういうときはどうなるかということをしっかりしておかないと、自然災害は天気図なんかで台風が来ていますよ、何ですよと分かるわけですが、原発の災害なんていうのは突然起きてくるわけですから、こういうことはできないわけで、このことを非常に強く感じましたし、勉強していなかったことを非常に恥ずかしく思いましたが、そういうことですので、まず、そういうことが起きた場合に鹿

島市がどういうふうな避難をしていくのか、そのことについてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えをいたします。

玄海原発事故の避難問題ということで、まず、鹿島市民の皆さん方の避難ということについてお答えしたいと思います。

鹿島市民の避難につきましては、鹿島市の地域防災計画に原子力災害の緊急事態宣言が発出された場合、市民の皆さん等に対して、国、もしくは県の指示、または独自の判断として屋内避難を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものと定めております。

玄海原発の事故が起こった場合、発電所から鹿島市の庁舎までは約52キロメートル、そして、北鹿島の森区と嬉野市との境界で約49キロメートル、あと、七浦の江福から太良町との境界で約60キロメートルの位置でございます。これは先ほど松尾征子議員のほうからあったキロ数が出ておりますが、このような重大事故でない限り、佐賀県からの指導に基づいて、放射線の汚染物質からの被曝を防ぐために、一番安全な屋内避難等での対応になってくると想定されます。

そして、玄海原発などの事故の場合、事故の規模、緊急時モニタリングポストの数値結果によって避難のための指示を行うなど、必要な緊急事態応急対策を実施するようしております。避難につきましては、原則自家用車等による避難が困難な場合は鹿島市からの依頼に基づいて、バス・タクシー協会、自衛隊等に要請手配した車両にて安全に避難をしていただくこととなります。

そして、鹿島市民の避難について、大規模災害が発生して被害を受けた自治体独自では、今回、鹿島市独自では災害の対応が実施できない場合、県内や県を越えた市町において相互に支援できるよう体制を整えるために、鹿島市では平成24年1月に、肥前鍋島藩の歴史的つながりをもって国道207号整備促進などで連携関係にございます関係市町で災害時相互応援協定を締結しております。この構成する関係市町は、鹿島市、江北町、白石町、太良町、諫早市の2市3町でございます。仮に大規模な原発事故が発生して鹿島市を含めた圏内のまち全域に放射線、汚染物質等の影響が及ぶという判断がなされた場合は、諫早市のほうへ協定に基づいて依頼して鹿島市の住民の皆さんは避難していただくということも想定されるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かに、行政の頭の中にはそれがあるでしょうけど、私先ほど申しましたように、私もこれをもって、本当にどうなのかというのを初めて勉強しましたが、多くの市民の人、ほとんど全てだと言っていると思います、全く分からないでいると思います。こういうことは、どんなにあなたたちがすばらしい計画を持つとったって、それに関係する人たちが少しでも知識がないとパニックりますよ。これは大変ですよ。ましてや、自然災害じゃない、原発ということになりますと、誰もがコロナと同じぐらいに大変、もっと大変ですよ、これは。

ですから、私はこれをまたとやかく言いませんが、ぜひこれを機会に市民に徹底させる、原発がどういうものなのか、そうです。これを全部に配ってあるんでしょう。そういうのはあっても、その辺に置いてあるところが多いですよ。見たって分かりませんよ。それで、これにはちゃんと、どこに集合して、避難場所はどこですよと書くところまであるわけです。私ですら書いていません。これじゃ何のためにこれだけ一生懸命あなたたちが頭を使ってもらっているのか分かりません。ぜひ今年はこのことをやってくださいよ。自然災害も大変ですけど、これはもっと大変だと思いますよ。ましてや、いつ何どき起きるか分からないわけですから。ぜひお願いします。うなずいていらっしゃいますから、なさんと確信します。次に行きます。

伊万里市からこっちに避難されるわけですが、伊万里市から避難されるという計画は、伊万里市のどの地域から何人ぐらいここに避難するということになっているんですか。それから、一遍に言いましょ。避難場所は鹿島市内のどこに行くのか、それは何か所ぐらいあるのか、まずそれだけお尋ねします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

伊万里市民の皆さんの避難につきましては、玄海原発の原子力の災害時において伊万里市民の皆さんがほかの市町に一時滞在する場合の受入れ手順等の必要事項を定めるために、これは平成27年4月でございますが、伊万里市民が広域避難する想定エリアの関係市町と伊万里市で覚書というのを各々に締結いたしております。この構成する関係市町につきましては、伊万里市と武雄市、嬉野市、鹿島市、有田町、太良町の4市2町でございますが、（「質問したことにずばり答えてください」と呼ぶ者あり）

じゃ、ずばり答えたと思います。数字的なところでございますね。伊万里市から鹿島市へ避難される割当ての地区から申しますと、伊万里市の橘地区と大川町でございますが、この2地区の合計の、まず、総人口でいいますと約9,900人が対象となります。鹿島市の受入れ施設で申しますと、鹿島市内の、これは長期避難の滞在の施設でございますが、全指定の避難所25か所に加えて、民間の施設2か所の全27か所になってまいります。一応、鹿島市

での受入れの27か所で約1万400人ぐらいを覚書の締結による避難の場所として定めているところがございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま避難箇所をおっしゃいましたね。25か所と言いんしゃったですかね。（「民間を入れて27です」と呼ぶ者あり）それだけの避難の場所が指定されていますが、それこそ先ほどから言っておりますように、原発事故なんていうのはとっさの事故ですが、その施設に避難をされていったときに、とっさに行かれて、そこを管理されている人たちが、伊万里からこんな人たちが来ますよというような、そういうものはちゃんと受け止めていらっしゃって、急に来られたときの対応もすぐできるような、そういう指導というんですか、準備はされているのかどうかお尋ねをして、行ってみてどがんしてよいか分らんというのじゃ困りますから、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

簡潔にお答えしたいと思います。避難されてくる伊万里市さんと、あと鹿島市の避難所の役割分担ということで、避難所をどうするかという部分については、事前に覚書を締結した段階で、あと毎年、担当者レベルで伊万里市に2市4町と、県の原発、防災の担当者が集まって会議を行って、避難所運営についての――まず、避難所運営の主体は各市町で、伊万里市さんが対応されて、ほかの市町は施設を貸して、伊万里市さんが運営の中で、やはり原発ですので、とっさに起きた場合とか、開設の当初などに手が回らない場合は、災害等で各市町の避難所運営に慣れている市の職員、町の職員がサポートをしていくということで、ここは毎年確認しながら、運営に当たってのやり方はその市町の施設とか手段を熟知している職員が合同でやるという形になっています。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、伊万里から避難をされてきた場合は、提供すれば、後は安心してここに避難されていいというふうに理解していいわけですね。分かりました。

では、次に行きたいと思います。

例えば、原発事故と自然災害などががちゃするときもあると思うんですね。例えば、風水

害とか台風なんかがあったときにそういう事故が起きて避難されてくるということがあると思うんです。そのときに鹿島市民も避難をしなくちゃいけないということで、それぞれの避難場所に避難するというのががちやすることがあると思うんですね。そういう場合の対応をどうするのかということは非常に大事なことだと思いますが、その辺についてはいかがお考えなんでしょうか。鹿島のおっけん来んしゃんなどは言われんわけですからね。その辺についてのお考えは。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員御質問の台風とか、あるいは大雨、地震等ございますが、これに原発が加わるという、いわゆる複合災害のときの対応は、御質問にあるように、どうすべきかというところで、市民もいらっしゃる、あるいは避難される方も、伊万里市からいらっしゃいます。そういうときは、大規模災害という時点で鹿島市民が市内の避難所へ避難されていることも当然想定はされます。この場合、特に今は新型コロナで受入れ人数の制限等もございますので、鹿島市民の皆さんの避難を市内の施設にはまず優先して、伊万里市からの避難者への開放は鹿島市民の皆さんの収容人数から差し引いた分を提供という形になります。これは佐賀県の災害対策本部の指示を受けて、ほかの市町へ分散避難ということも取決めがなされておりますので、まずは鹿島市民の皆さんが市内の施設を避難所として活用して、残りがあれば伊万里市民に避難していただくと。ない場合は、またほかの市町、あるいは県外への避難について県のほうからの指示に基づいて各市町は判断していくという流れになってまいります。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

非常に大変な問題だと思いますよ。伊万里の方たちが避難されていて、とっさの出来事で。それを調整する執行部のほうも大変でしょうけど、県のいろんな申合せもあると思いますが、その辺については十分な対応ができるような体制を日頃から取っていただきたいと思います。これをこうせろこうせろということじゃないですがね。その辺については大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、1つ私が心配なのは、鹿島市は周辺に余計道路がないですね。伊万里市から来るとなると、498号を使うんですかね。498号ですよ。498号についてはまだうちも、早く改良してくれという要求も出されておりますが、そういうのもなかなか進んでいない。その先もまだ十分にはできていませんからね。それと今度は、例えば、諫早市に逃げようか

といったって、諫早市だって道はたくさんないわけですよ。恐らく伊万里市から貸切りバスかなんか知りませんが、個々のバス、車もあると思いますが、非常に混雑するということは目に見えているわけですね。その辺でパニックになってしまうということもあるわけですが、その辺について私は早く498号の整理とか改良とかをせんといかんと思いますが、そういうのを理由にしながらというのはおかしいですから、改良の要求を強めていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まさしく議員がおっしゃる内容で、道路問題が非常にこの原発災害時の避難においては重要な位置づけになってくると思います。この件については、伊万里から鹿島に向けての国道498号についての整備促進の協議会というのを沿線の市町でつくって、そして、県とか国に要望をつないでいっております。あと鹿島から諫早方面については、国道とか整備も含めてですが、有明海沿岸道路の、これについても整備に向けての要望を何年にもわたって国、県等への働きかけを行っておりますので、すぐにとはいかないまでも、継続した形でこれは命の道として整備をしていただくように、鹿島市としても取組の強力な推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろと議論しておりますが、時間がありませんので、あとはまた後でゆっくり協議をしていきたいと思っております。

最後に市長、この問題は現実的に起きてはいけない問題なんだけど、しかし、いつ何どきこのようなことが起きるか分からない。ましてや、鹿島市だけじゃなくてよそからの受入れもありますし、いろんな問題が交差しておりますが、この件について総括的に市長はどういうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、私のほうからお答えをいたしましょう。

この問題はおっしゃるとおりのことがあります。この数年というか、ずっと道路をめぐるときはこの話が中心なんです。従来はどちらかというと、産業道路的に有明海沿岸道路、

498号を、軸足を説明していました。特にこの二、三年はそれに加えて、命の道路だと。鹿島もそうなんですが、伊万里から見ると命の道路。それから、鹿島から見ると、余裕があれば受けるのはいいんですけども、さっきお話があったように、万一、原発の事故があったとき、流れてくる空気は50キロメートルで止まってはくれません。福島の事例からいきますと、全く想像しない方角に100キロメートルも飛んでいるというのがありますから。

だから、我々はあと2つ考えておかないといけないですよ。後ろが、つまり原発と鹿島を見た場合、後ろは有明海です。いつも水があるとは限りませんね。そうすると、後ろに壁があるようなもんだと。そうすると北へは行けない、南しかない。その場合は伊万里と似たような状況に置かれるんです。だから、南のほうを考えないといけないと。そうすると、私たちが逃げるという立場からこれを整理しておかないといけないということで、さっき総務課長が言っておりましたけれども、沿線の地域で協定を結びまして、そういうときはどうしますよ、比較的、避難する場所は人数ぐらいいまで書き込んだりしてやっております。もう一つあるのは、やっぱりこういうことは毎日毎日考えろというのは正直言って非常に難しいです。

中国に昔、あしたは天が落ちてくるんじゃないかと考えた人もいましたけれども、そうはいかない、日々の仕事がありますから。そうしますと、どういうインターバルでこの物事を整理し、実際は訓練したほうがいいと、実態をね。その訓練がなかなかこれは正直言って考えるほど円滑に動かないんですよ。

県が訓練をやられるときは、どちらかというと、県の中心部、小城とか、そういうところで大がかりな演習をやられますが、鹿島まで来るというのは、50キロメートルという制約があって、なかなか整理されないということなので、私の知っている限りでは、過去2回、伊万里の橘地区から実際車でお見えになったというのがありましたけれども、そのインターバルだとひょっとしてすぐ――次まで空いてしまうかもしれない。となれば、最近は自然災害もありますし、やはり何らかの形で、図上演習でもいいからやっておいたほうがいいかなという考えは持っております。

幸いといいますか、やむを得ないといいますか、避難所を今度もう一回見直さないといけない。というのは、コロナ禍で本当に今のような人数でいいのか。さっき1万人引き受けると言いましたけれども、1万人引き受けするには、とてもじゃないけど、おしくらまんじゅうになってしまうということもありますから、重ねてもう一回、避難所の在り方を見直さないといけないなということと、地域防災の体制が鹿島は大体出来上がりつつありますから、もう一回そういうのを含めて体制を組み直す、あるいは演習を実地でも、あるいは図上でもいいからやったほうがいいかなと、そういう感じを持っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございました。それでは、ちょっと先を急ぎましょう。

次は、生理の貧困問題で通告をしておりますので、この件でお尋ねします。

コロナ禍の中で、女性の貧困が非常に社会問題になっています。深刻さは増すばかりだといわれています。そんな中で、生理の貧困が社会問題化していますが、この問題は日本だけでなく、世界的にも広がっています。

こういう状況の中で、今、日本全国の自治体の中でも、神奈川県大和市では市立の小・中学校の女子トイレに生理用品が無料で設置されているそうです。群馬県では県立の学校や美術館、図書館などのトイレで生理用品の無料配布が決まったそうです。群馬県の知事が、生理用品は女性にとっては必需品です、満足に購入できないのは人権問題、一時的な対応にとどまらず、必要なときに必要な人に広く行き渡らせたいと話されたということを知りました。

特に、このコロナ禍の中で、生理用品の購入が困難な女性が増えているといわれています。仕事がなくなった、また大幅な減収などで生活費にも困るのに、生理用品を買うのが困難になった女性が増えているというわけです。その影響は子供たちも直撃しています。児童一人一人の尊厳を保ち、教育機会を保障するために重要な課題だと言われています。全ての児童・生徒が安心して学校生活を送るために、トイレ個室に生理用品を設けることが必要だと思います。

生理用品にかかる費用は、個々の状況に違いもありますが、毎月数百円かかるといいます。多い人は数千円になる人もあるようです。特に学校に行っている子供たちは、生理中の学校生活は、学習はもちろん、学校生活全てで大変です。そのような中で、生理用品を十分交換できないとなりますと、学習にも集中できないこととなります。全ての人が逃れられない生理の問題について、社会的に置き去りにされてきたものがあつたのではないのでしょうか。私自身もこれまでいろんな問題を抱えていたときも、家族はもちろん、誰にも相談できずにきたことが思い出されます。

生理用品のトイレ設置は、生理がある人のプライバシーを確保することにもつながると思います。生理用品をトイレに持ち込む姿をほかの人に見られることに抵抗がある児童も少なくはないと聞いています。安心して生理用品を利用できる環境をつくる必要があります。生理のある全ての児童・生徒のプライバシーや尊厳を保障するためにも、学校トイレ個室に生理用品を設けることをお願いするものです。この件についてお考えをお聞かせください。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

お答えします。

生理の貧困問題ということで、今でも学校では生理用品につきましては保健室に常備して

対応しているところです。急な対応が必要な児童・生徒や困っている子供たちに対して、養護教諭が中心となって対応しております。

言われるように、学校のトイレに生理用品を備えておく場合、持っていないことを誰にも知られずに使用できるということで、貧困問題については一定の効果があると確かに考えております。

一方で、学校のトイレにあるのが当たり前となってしまったときに、そうではない場所に出ていく子供たちについて、そういった習慣が身につかない子供が出てくるんじゃないかという心配の声とか、清潔な状態を保って常に欠かさないようにする管理上の課題ということで、学校からは心配の声も上がっております。

ただ、常備が効果的ということは間違いありませんので、今後どういった方法で対応していくのが子供たちにとって適切なのかということ为学校とも相談しながら検討していきたいということで考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、生理用品を持っていけない、買えないというのが非常に増えていると聞くんですね。だから、例えばトイレットペーパーを利用するとか、そういうことになりますと健康にも悪いんですね。女性にとって本当に大変なことなんですね。

それと、保健室にもらいに行ってもいいけど、その子によっていろいろ違うと思うんですよ。男性の方はお分かりでないと思いますが、しょっちゅう交換しなくちゃいけないときもある。しかし、それを我慢して洋服を汚したりなんかということになりますと、学校で自由な活動もできない、そういう状況があるんですね。だから、そういうのがないように、本当に子供たちが安心して学校だけでもできるようにということではあるんですね。

今、国でもそういう動きが少しあるんですよ。私は全国、各自治体のとを、今日はちょっと持ってきていないんですが、調べていますが、大分進んできているんですよ。

だから、今のようなお考えじゃなくて、本当に子供たちのことを考えて、学校で安心して授業が受けられるように、みんなと交流できるように、そのことを考えて、これで終わらないで、これからの課題として国自体も動き出しているんですよ。御存じでしょう。だから、ぜひお願いをしておきたいと思います。

じゃ、次に移ります。

J R長崎本線の問題です。私はこのことは、長崎本線は今のままで存続させなくてはいけないということをやっと言い続けております。開通を目の前にして、いまだに進展しない新幹線問題。もともとフリーゲージトレインが整備新幹線の当初計画でした。断念されてから財政ルート、地域振興、在来線問題などなかなか決着がつかないようです。

昨日15日の新聞で、「在来線「JR運行維持不可欠」」という記事が載りました。つまり、今考えられているフル規格になった場合、鳥栖－武雄間は並行在来線で経営分離になるということです。これを分離せずに今のまま維持するよというこのようですが、もちろん私は当然のことと思います。それに合わせて長崎本線についても既に分離が決まっているといっても、元に戻す経営分離はストップをかけることだと思います。

今、鳥栖－武雄間についての報道はされておりますが、それに関して長崎本線の問題については何かあっているのでしょうか、お尋ねをします。さらには、あっているとしたらどうい話し合いになっているのか。

もう一点、一緒にお尋ねします。JRから肥前鹿島駅に職員の方が4名おいでになっていると聞きますが、どういうことで鹿島に来て仕事をされているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

大きく2点、長崎本線における現状、そして、市内にできておりますセンターの役割であつたかというふうに思っております。

長崎本線につきましては、肥前山口－諫早間の在来線につきましては、来年、令和4年、新幹線開業時に上下分離し、JR九州が23年間運行するというので、普通列車につきましては現行水準を維持、博多－肥前鹿島間の特急につきましては開業後3年間は上下14本程度、その後20年間は上下10本程度ということでJR九州が運行維持、これが合意をされている内容でございます。

本市といたしましては、非常に多くの通勤、通学等で利用されている方の利便性確保、これがまずもって基本であり重要であろうというふうに考えておきまして、この合意内容の遵守、そして、できるだけ利便性のいい形で運行できるよう、合意の当事者でございます佐賀県及びJR九州にあらゆる機会を捉え要望していくことが第一であると考えておきまして、現に要望いたしているところでございます。これが現状でございます。

続きまして、市内にあるセンターの役割ということで申し上げます。

市内にある、名称は一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターといいます。本年4月1日に、佐賀県と長崎県、両県が共同で設立したものでございます。佐賀県、長崎県及びJR九州職員が事務従事に当たっていらっしゃるということでもあります。

そして、上下分離後につきましては、この法人が当該区間の鉄道施設の保有及び維持管理を行うこととなるため、上下分離方式への円滑な移行に向けて、現在、事業の実施をされているところであります。

主な内容につきましては、本年度の計画といたしまして、鉄道事業許可の取得、これは九州運輸局への申請を行い、円滑な許可の取得を図ること、そしてもう一点が、鉄道施設の資産譲渡に係る準備、確認ということで、J R九州からの資産譲渡に係る書類の整備及び現場確認等を行われまして、資産譲渡の準備を進めていらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

時間の関係でいろいろは申し上げませんが、今日の新聞で、浜まで電化が決まったという報道が流れましたが、これはやはり地域の要求と、私たち福井委員長の下で公共交通対策特別委員会をつくっていますが、そういう要求とか動きが通じたんだと思うんですよ。そのことで電化が決まったと私は思います。

だから、私たち、まだ向こうの武雄―鳥栖間もこういう形でまともになっていない、十分になっていない中で、向こうも経営分離は駄目だというような意見もある中で、やっぱり鹿島としても、結論は出ているといっても、今の段階で私たちは要求を続けていって、長崎本線をそのまま守れと、電化になったといたって今のままの電化じゃないわけですからね。その辺について、ぜひ行政としてもやっていただきたいと思ひますし、私もこれまで以上に取り組んでいきたいと思ひます。時間がありませんので、次に進みたいと思ひます。

次、田澤記念館の存続についてです。

ある人から、これは市外の人ですから、昔、青年団活動をされていた人が、田澤記念館は閉鎖さるってやと、なしや、鹿島は何しよっとやということを言われました。確かにそういうことを私も聞いておりましたが、具体的にどのようになっているのかということをお尋ねすることもなくこれまで来たんですが、いろいろちょっと書いていますが、そこはのけて、結論だけお尋ねします。

田澤記念館が今どういう形になっているのか、それから、これまでどういう経過をたどってここまで来たのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

一般財団法人の田澤記念館は昭和57年6月に設立をされております。御存じのように、田澤先生の生涯とその信条を社会教育及び青年団活動に生かし、教育文化の向上並びに地域社会の充実、発展に寄与することを目的とされている法人です。

田澤先生の顕彰事業の拠点、それから、青年宿泊研修所として会費や寄附、市の補助金な

どでユースカレッジ、田澤少年クラブ、出前授業などの事業を実施し、財団運営に取り組んでこられました。

ただ、現状、役員の方の高齢化、それから協力事業者の減少、青年団活動が縮小傾向にあるなど、財団運営が難しい状況になっておられます。

近年、市のほうにも活動継続についての御相談があつておまして、田澤記念館を継続するために連携して対応いただける関係者の皆様とそのための方法、手段について現在協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私たちは小さい頃から田澤義舗さんの話はよく聞いてきておりますが、青年の父だとかいろいろ言われておりますが、特に私がこの田澤さんのことで頭に残っているのは、選挙粛清、選挙のことについて田澤さんが指導されてきたということを知っているんです。私が初めて選挙に出たときに、ある方が、あんた政治家になろうと思うならば田澤さんのことをよく知ってからせんばばいと言われたことを思い出しますが、それくらい本当に政治のこと、その他、青年を育てること、内閣に入ることも断つてこういう活動をされたと聞いておりますが、この田澤さんの記念館は本当に鹿島の誇りだと思ってきました。ところが、このほどこういう形でなくなっていくというか、どういう形になるのか分かりませんが、本当に私は鹿島市民として恥ずかしいと思うんですよ。こんなすばらしい方を持っていながら、駅前には銅像まで立っていますよね。あの銅像が立ったときに、市長、覚えていらっしゃるでしょうか、市長はもう一度青年団活動に力を入れたいと、こういうことをおっしゃっていますが、その後どう力を入れられたか、私は聞きませんが、そういう部類のものですよね。

だから私は、ここで結論を急ぎますが、今のよう形、今閉館されていますね。今後、これをどのように市としては取り組んでいこうと思われているのか、市が直接じゃなくてもね。その辺についてお尋ねします。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

現状で、例えば、市が引き受けて事業を継続するとか、ほかの団体のほうで引き受けていただいて事業を継続するかというのは、具体的にまだ決定をしておりません。そのために、連携して一緒に、例えば鹿島市と一緒にやっていただける方、あるいは単独でやっていただける方、そういう可能性のある方々と協議をいたしまして、具体的にこれからどういう形で

存続させていくことができるかということ、方針を協議している状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

このような結果になった一番の要因というのは財政でしょう。財政がうまくいかなかったことからこうなったと思うんですね。

先ほど市の補助とかもおっしゃいましたが、市は毎年どれくらい補助を出していたんですか。幾らとすばつとってください。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

まずもって、現在の田澤記念館が建設されたのは昭和59年、そのときに61,400千円ほどかかっておりますけれども、そのときに市のほうから10,000千円ほど補助をしております。その後、事業運営のための補助金ということで、例年1,000千円程度、事業の補助金を拠出しておりました。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。設立当初、私も覚えていますが、原病院の原介夫先生なんか走り回ってなさっていたのを思い浮かべますが、そういういろんな人たちの力でここまで来たと思いますが、今は特に地域の企業にしても、いろんな商店にしても、お金を幾らか出してくださいといっても、特にコロナ禍でもありますからなかなか出ないというような、そういう状況だと思います。

ですから、私はぜひ、全体的に市が請け負うということじゃないにしても、土台をやっぱり市がしっかりと受け止めて、田澤さんを鹿島市の宝として、世界的にも全国的にも素晴らしい先生の功績をして、そして、市長がおっしゃったように、これから青年を育てるんだと、これを拠点にしながら育てるんだと、そういう精神で私は今後取り組んでいただくことをぜひお願いしておきたいと思います。

あまりに項目が多くて、私も要点がつかめない面もあったと思いますが、特に私は今回申し上げた中で、原発の問題、東日本の福島第一原発事故から10年たちましたね。原発事故で自治体丸ごとなくなり、本当に自分のふるさとを追われて住めなくなった人はたくさんい

らっしゃるわけですね。

それで、玄海原発も着工から半世紀以上もたつのに、廃炉のごみの処理だとか使用済燃料の処分の方法も決まっていない、そういうのがあるんです。今回議論した中でも、いつ終わるか分からない事故を考えると、多くの問題があると思います。

じゃ、私たちはどうすればいいかと。やはり今全国で運動がされておるように、脱原発、本当に自然な、そういうものに取り組んでいく、再生エネルギーの問題に取り組んでいくというようなことを考えながら、私たちがこういう心配をしないでいいような世の中を、自治体も私たちも一緒になって取り組んでいく必要があるということを強く感じましたので、ぜひそういう面でもよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

以上で14番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時21分 散会